

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

1

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

外国人消防団員が従事できる活動内容の明確化

提案団体

御杖村

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

外国人消防団員が従事できる活動内容(公権力の行使をしない範囲)について明確化し、地方公共団体に周知すること

具体的な支障事例

当村は、人口約 1,440 人、うち 65 歳以上が約 850 人(高齢化率約 60%)と、全国的にみても高齢化が進んでいる自治体である。
当村では、人口減少・高齢化に伴う課題の一つである消防団員の減少に対する解決策として、外国人消防団員の受け入れを可能とし、人員確保に努めている。
消防団員については、非常勤の公務員であり、公権力の行使が認められているため、日本人(日本国籍を有する者)でなければならないとするのが法理・判例であり、外国人消防団員は、消防団員の持つ公権力行使機能に直接従事しない分野においてのみ活動することができると認識している。
外国人消防団員には公権力を行使しない範囲の活動にのみ従事させる自治体もあるようだが、外国人消防団員が従事できる活動内容について、明確に示されていない。確固たる基準がないままだと、自治体によって従事の可否の判断に差異が生じることとなり、不公平感だけでなく公務災害補償においても問題が生じると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

外国人消防団員の活動内容が明確化されることで、緊急時においても円滑・迅速な活動が可能となり、安全安心な地域づくりに繋がる。

根拠法令等

消防団員の確保等に向けた取組について(令和2年 12 月 15 日付け消防庁長官通知)別添2、公務員に関する基本原則、消防法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福井市、築上町

○公務災害補償を含め、外国人消防団員の安全を確保するためにも公権力を行使しない活動の範囲を明確にする必要性はある。
○入団したいとの相談はあるが、現場活動において、公権力の行使に該当するか否かを判断しながら活動することは不可能であることから、外国人の採用を断っている。

○これまでに外国人の入団希望はないが、入団については分団長の判断を尊重することとしており、入団を拒むものではない。また、公権力の行使については、具体的な方策を示せていない現状である。

各府省からの第1次回答

外国人の消防団への加入については、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日付け消防地第228号）で、「公務員に関する基本原則を踏まえ、公権力の行使をしない範囲で活動すること等に留意しつつ、市町村において、外国人が消防団員として避難誘導や避難所における通訳等の活動、平時における広報活動等を行うことは、地域防災力の充実強化を図る上で効果的であると考えられることから、地域の実情に応じ、適切に対応すること」と、一定の事例を示しつつ通知しているところ。その上で、今回の提案については、参考となる事例を整理し、地方公共団体に周知することを考えている。なお、消防組織法第23条において、消防団員に関する任用等については、条例で定めることとしているため、外国人消防団員の活動内容については、各市町村において地域の実情を踏まえ、適切に判断していただく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

外国人が消防団員として従事できるかは、あくまでも任用する各地方公共団体の判断であるが、消防団員が活動する上での「公権力の行使」について、該当するものを明確化していただければ、外国人消防団員の受入れを検討している又は受入れを可能としている地方公共団体は、外国人消防団員の安全性を確保しつつ、適切に活動従事を依頼できると考える。

関係通知では、「公権力の行使をしない範囲で活動すること等に留意しつつ」とあるが、消防団員が有する公権力について明確化されていないため、「公権力の行使をしない範囲」の判断に苦慮している。

例えば、A地方公共団体の判断では消防法第4条の2及び同法第25条第3項は公権力の行使に当たるとしているが、B地方公共団体の判断では、公権力の行使に当たるとしてないと見受けられるケースがある。A地方公共団体の判断が正しければ、B地方公共団体は外国人消防団員に公権力の行使に当たる活動内容をさせていることになる。また、公権力の行使の判断に差異があれば、公務災害補償や国家賠償法の適用についても差異が生じると懸念される。

以上のことから、地方公共団体が地域の実情に応じた適切な対応ができるよう、消防団員の行為のうち公権力の行使に該当するものを、根拠法令に基づいて明確化していただきたい。その上で、参考となる事例を可能な限り多く整理し、周知いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

消防組織法第23条において、消防団員に関する任用等については、条例で定めることとしていること、消防団の活動は多岐にわたり、その実態は地域の実情に応じて様々であることに鑑み、各市町村において地域の実情を踏まえて適切に判断していただく必要があるが、可能な範囲で、消防団員が一般的に行うと考えられる行為のうち公権力の行使に該当すると考えられるものを示すことを検討したい。併せて、外国人消防団員が従事できる活動内容についても参考となる事例を示し、地方公共団体に周知することを考えている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】
(3)消防法(昭23法186)
(ii)消防団員の活動内容については、一般的に公権力の行使に該当すると考えられるものを整理し、公権力

の行使に該当せず、外国人消防団員が従事できる活動内容の参考となる事例と併せて、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

7

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

不在者投票における選挙人への情報提供に係る運用の明確化

提案団体

利府町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「投票用紙及び投票用封筒、不在者投票証明書」の他に、当該選挙における選挙区及び比例の氏名掲示の写し等を同封するなどルールを明確化する。

具体的な支障事例

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会で選挙人が投票する不在者投票において、選挙人が名簿登録地の市区町村から交付を受けるのは、投票用紙及び投票用封筒、不在者投票証明書の3点のみが法令に定められている。
この3点のみでは選挙人が候補者氏名等がわからないため、氏名掲示の写しやホームページを確認するよう依頼するチラシを同封するなどの工夫をする市区町村もある。
しかし、法令に定められた3点のみを送付する市区町村もあり、選挙人が投票をする市区町村の選挙管理委員会が、選挙人から候補者名簿等について知りたい旨の要請があった場合、選挙公報や新聞等を提供、あるいは名簿登録地の選挙管理委員会から候補者名等の告示の写しをFAXで受け取り、選挙人に提供しているところである。
このように、不在者投票をする選挙人への候補者氏名等の情報提供に係る運用方法が明文化されていないため、各市区町村の選挙管理委員会によって運用するルールが異なり、不在者投票をする選挙人の間で得られる選挙情報に不公平が生じているとともに、選挙人からの問合せにより各地の選挙管理委員会で臨機の対応が生じ事務的な負担が生じているのが実情である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不在者投票をする選挙人の全てが公平に選挙情報を取得することができるとともに、各地の選挙管理委員会の事務負担軽減を図ることができる。

根拠法令等

公職選挙法施行令第53条第1項及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、相模原市、三重県、彦根市、宮崎市

○告示後で氏名掲示の写しと同封されていない自治体はある。対応として、氏名掲示のページまでの導線が分かりにくい場合や、そもそも氏名掲示を公開していない場合は、当該自治体にFAXで氏名掲示を送信するよう連

絡しているところである。このことについては、選挙情報の不公平や事務的負担もさることながら、なにより氏名掲示を渡すまで、選挙人を待たせることになり、不在者投票の利便性を損なうことになりかねないと考えられる。

○不在者投票の執行にあたり氏名等掲示が封入していない場合選挙人の意向を確認したうえで必要であれば名簿登録地の選挙管理委員会にFAXで氏名等掲示を送付するよう依頼し、送付するまでの間選挙人を待たせる事態が発生している。

事務負担の軽減のためにも、氏名等掲示が同封されていることを望むものである。

○当市では、「投票用紙及び投票用封筒、不在者投票証明書」の他に、当該選挙における氏名掲示の写し等を同封することとしているが、他市町村では氏名掲示の写し等を同封していない場合があり、選挙人から候補者について確認したい旨の要請があった際に、インターネットでの選挙公報の検索や、名簿登録地の選挙管理委員会から候補者がわかる書面をFAXで取り寄せ、選挙人に提供する等の対応を行っている。そのため、情報提供できるまで選挙人を待たせてしまうほか、職員の負担も生じている。

各府省からの第1次回答

選挙の期日の公示日・告示日より後に投票用紙等を発送する場合については、氏名等掲示の原稿の同封等の情報提供に配慮するよう、必要な助言を行ってまいりたい。

また、総務省においては、国政選挙や統一地方選挙に際し、候補者の氏名一覧や選挙公報などの候補者等情報について、公示日・告示日以後速やかにホームページに掲載し、選挙人への情報提供を行うよう、各選挙管理委員会に対して要請しているところであるが、名簿登録地の選挙管理委員会が、選挙人に投票用紙等を交付又は発送する際に、当該ホームページの周知を徹底することなど、引き続き、必要な助言を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げます。

不在者投票を希望する選挙人が投票をする地方自治体において手続きの統一化を図るためにも、1次回答のとおり不在者投票の希望者へ候補者等の情報提供に関して地方自治体へ必要な情報を発信していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答の通り。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

（6）公職選挙法（昭25法100）

（ii）不在者投票の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付又は発送（施行令53条）については、選挙の期日の公示日又は告示日より後に交付又は発送する場合は、氏名等掲示用の候補者等情報を同封するよう配慮するとともに、候補者の氏名一覧や選挙公報などの候補者等情報が掲載されたホームページの周知に配慮するよう、地方公共団体の選挙管理委員会に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

10

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法上の転居届について電子申請による届出を可能とすること

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法(以下「法」という。)第23条に規定されている転居届に関して、法第27条の届出の方式にある「この章又は第四章の三の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。」について、個人番号カードの交付を受けている者等は、書面での届出に加え、電子申請により届出が可能となるよう特例を設けることを提案する。

具体的な支障事例

引越しワンストップサービスの開始により、3月及び4月の住民異動が多い時期の住民異動を担当する窓口の混雑状況及び住民の窓口での待ち時間は一定程度緩和されているが、平常時よりも多い状況が続いている。このため、比較的、届出の内容が軽易な転居届を提出されるお客様についても、窓口での待ち時間が平常時より長いという支障が発生している。

転居届は既に住民になっている者の届出であることから、転入時などにおいて、住所設定時に対面による厳格な手続きが行われており、転入時と同等の厳格な審査は不要である。

個人番号カードは本人のみが所持していると考えられ、また、公的個人認証サービスは、本人確認手段といえる電子署名及び利用者本人であることの確かな証明手段といえる電子利用証明を提供するサービスとして創設されていることから、当該サービスで厳格な本人確認が可能である。

転居届は、法第23条により、「氏名」及び「住所」を届け出ることになっており、住民基本台帳事務処理要領には、「住所の認定は、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定する」としているが、住所の認定に疑義又は争いがある場合を除き、届出の際に届出した住所に居住している事実を証明する資料の添付は求めていると認識している。このことから、内容の実在性の確認は、届出書の審査において、記載の形式等に誤りが無いか、記載されている住所が存在しているかの確認と考える。

また、受付後の届出書の審査、法第34条の調査により内容の実在性を確認しており、法第52条の罰則規定により、正しい届出が行われることを担保していると考ええる。

よって、転居届について電子申請を可能とすることを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既に個人番号カード取得時や転入などの届出時に本人確認が済んでいる住民が、ライフサイクルに合わせて、市町村の開庁時間以外に転居届を提出でき、住民の利便性の向上が期待できる。

行政側は、窓口の対応時間の削減につながり、その他の届出等の受付を円滑に進めることができ、窓口へ届出等を提出に来られたお客様の待ち時間圧縮が期待できる。

2022年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に記載のある「オンライン市役所サービス」や「市民カード化」の推進が期待できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 23 条、第 27 条、住民基本台帳法施行令第 26 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、千葉市、小平市、半田市、寝屋川市、東温市

○住民負担の軽減および窓口対応の削減につながる。

○電子申請による転居届出については、対応時間の削減も期待できるため賛同するが、マイナンバーカードの券面更新や署名用電子証明書の再発行手続きは、現段階においては、来庁が必須である。

○当市においても、住民異動の繁忙期である3月から5月上旬において多数の来庁者があり、平常時より長い待ち時間が発生している。転居届を、マイナンバーカードを利用した電子申請で行えるようになれば、窓口の混雑が解消され、マイナンバーカードを所有するメリットが増える。

各府省からの第 1 次回答

住民基本台帳は、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる様々な行政事務の基礎となるとともに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードと電子証明書の認証基盤（トラストアンカー）となるものとして、市町村が管理することとされております。

このような住民基本台帳への記載の契機となる転入届及び転居届については、届出者の実在性・本人性やその居住実態を厳格に確認し、台帳の正確性を確保することが不可欠となっており、現行制度においては対面での手続きを必須としています。

なお、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において「2024 年度（令和6年度）を目途に確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続きを含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。」とされていることも踏まえ、必要な検討を行います。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

転入届については、身元確認を行うため、届出者の実在性・本人性やその居住実態を厳格に確認するため法制度の整備が必要であり、時間を要するものとする。

一方で、当市が提案している転居届については、届出が行われる地方自治体において、既に身元確認が行われており、住民基本台帳に登録されているため、実在性・本人性が確認されており、転入届と同等の厳格な審査は不要である。

このことから、2024 年度（令和6年度）を目途とした検討を待たずに、住民異動に関する届出の内、オンライン化が可能と判断できるものについては、順次、制度を改正しオンライン化を可能とする、又は、構造改革特区などを利用し、実証実験を進めるなどの対応を検討願いたい。

また、検討の際には、身元確認及び本人確認の方法の整理や、転居届、世帯主変更届、転入届、その他必要な手続きなどのオンライン化の開始時期までのロードマップの公表を実施していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

電子申請によって、マイナンバーカードに記載されている住所の変更処理や外国人の場合にはマイナンバーカードに加えて在留カードの変更処理があり、それぞれの法定期間に間に合わないケースの増加が想定されることや届出誤りにより事務が煩雑になるのではないかと意見も寄せられているところである。

各府省からの第 2 次回答

住民基本台帳は、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる様々な行政事務の基礎となるとともに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードと電子証明書の認証基盤（トラストアンカー）とな

るものであり、転居届による、住民基本台帳の記載事項である住所情報の変更にあたっては、厳格な審査により居住実態の確認を行い、正確性を担保する必要がある。

転居届においても厳格な審査が必要であること、全国市長会見解にもあるとおり、転居届による住所変更に伴い、マイナンバーカードに記載されている住所の変更処理や外国人の場合にはマイナンバーカードに加えて在留カードの変更処理が必要となることなど、転入時の手続のオンライン化と共通する課題があることも踏まえ、今後検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(12)住民基本台帳法(昭42法81)

(iii)転居届(23条)のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について、令和6年度を目途に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

ふるさと納税のワンストップ特例に係る申請期限の見直し等

提案団体

聖籠町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方税法におけるふるさと納税の寄附者から寄附先自治体へのワンストップ特例申請(以下、「申告特例の求め」という。)の期限は、特例対象年の翌年の「1月10日」までとされているが、支障事例の解消のため、申請期限の延長を求める。併せて、申告特例の求めがあった自治体から申告特例の求めを行った者の住所の所在地の自治体への通知書(以下、「申告特例通知書」という。)の送付期限についても、寄附金税額控除制度の運用に支障をきたすことがないよう、各自治体の実態を適切に把握された上で、延長等の措置の検討を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

申告特例の求めは特例対象年の翌年の「1月10日」までに、申告特例通知書の送付は同年の「1月31日」までに行わなければならないと規定されている。

※確定申告書の提出等の事由に該当すると、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付がいずれもなかったものとみなされるため、確定申告の開始時期である「2月16日」までには、申告特例通知書の送付を受けた自治体における処理を含め、特例申請に係る一連の事務処理が完了していることが望ましい。

【支障事例】

当町における令和4年のふるさと納税による寄附件数は、1～11月においては1月当たり平均1,000件程度、12月は月別で最多の5,171件となっており、多数を占める年末分の寄附者が申告特例の求めにおいてタイトな申請期限を強いられている。

自治体によっては、年末の寄附に限り、締切までの期間が短いことによる寄附者からのご意見や事務処理量が増加すること避けるため、寄附者の氏名・住所・寄附金額等を入力済みのワンストップ特例申請書を送付しない取扱いとしている自治体もあり、その場合は寄附者自身で印刷する必要が生じるなど、寄附した時期によって、ワンストップ特例制度の恩恵を受けにくい状況が生じている。

当町においては、年始の休日に担当職員が出勤し、特例申請書の発送準備を行っているものの、配送地域によっては1月10日までに書類の往復が間に合わない場合もある。

【制度改正の必要性】

自治体ごとに異なる取扱いの解消及び行政サービスの効率化(年始の休日出勤の解消)

【支障の解決策】

申告特例の求めに係る申請期限の延長を行うことで、支障の解決に一定程度効果があるものとする。併せて、申告特例通知書の送付期限についても、寄附金税額控除制度の運用に支障をきたすことがないよう、各自治体の実態を適切に把握された上で、延長等の措置が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に即した運用が可能となり、業務の効率化及び住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

地方税法附則第7条第4項、第5項、第11項及び第12項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、川崎市、魚沼市、南魚沼市、長野県、沼津市、城陽市、大阪狭山市、築上町

○当市における令和4年12月の寄附件数は56,000件程となっており、提案団体同様に年末年始の休日に担当職員が出勤し発送対応している状況である。しかし郵便局の土日配達が無くなったこともあり、配送地域によっては1月10日までに書類の往復が間に合わないケースもある。そうすると寄附者によっては特例制度の恩恵を受けられない場合もあり不利益が生じることにもなりかねない。申請期限を1月10日から延長することにより、これらの状況がすこしでも改善されるのではと考える。

○当町における令和4年度のワンストップ特例希望は、2,744件であった。このうち、11月から12月のワンストップ特例の希望は1,638件であり全体の60%程度となっている。日程などの縛りにより、職員が他の業務よりも優先的に作業をおこなわなければならないと他の業務に支障をきたす状態となっている。

○オンラインワンストップが浸透してきたものの、書面によるワンストップ特例申請を利用する方も多く、また、郵便局の配達日数が増えたとともに、郵便物の配達に最低2日、遠方であると3日以上かかっている（配達日は平日のみ）。そのため、1月10日までに寄附者から申請書を返送してもらうためには、遅くとも1月6日には寄附者宅に申請書が配達されるようにしたいと考え、2023年の年末年始は、12月29日から1月2日まで出勤し、発送業務にあたった。その上、年末年始の郵便の配達については、郵便局も年で一番の繁忙期であるため、すみやかに配達していただけるよう、事前調整を行っている。郵便の配達日数が伸びている状況から、提出期限を延ばすことは一定の効果がみられると考えられる。

○当県では寄附者への申請書の発送業務は委託している一方で、自治体への申告特例通知書の送付業務は職員が行っており、寄附が集中する年末から申告特例通知書の送付までの期限までは非常にタイトな日程であり、職員が超過勤務等で対応せざるを得ない状況である。

各府省からの第1次回答

住所地団体におけるスケジュールを踏まえると、1月31日という申告特例通知書の提出期限を変更することは難しく、また、寄附先団体においても、寄附者からワンストップ特例の申請を受領した後、その内容確認等を行ったうえ、1月31日までに確実にその情報を住所地団体に送付する必要があることを踏まえると、1月10日という申請期限を変更することについても難しいと考えます。

なお、ワンストップ特例の申請については、複数のポータルサイト事業者等により、マイナンバーカードを利用してオンラインで申請できるサービスが開始されていますが、この活用により、ワンストップ特例に係る寄附者・地方団体の双方の事務負担の軽減に繋げることが可能であるため、提案団体におかれても積極的に活用していただくようお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

年末に寄附があった場合、祝休日の都合上、申告特例の求めの期限（1月10日）までの地方自治体の開庁日は4～5日であるため、期限までの対応が難しい。このことから、寄附者への特例申請書の郵送を行わない取扱いとしている地方自治体もあるほか、寄附者において申請書類として住民票の取得を要する場合もあり、十分な期間が確保されていないと考える。

一方で、申告特例通知書の送付期限（1月31日）及び確定申告の開始（2月16日）までの期間は、それぞれ15開庁日及び10開庁日程度である。当町においては、希望する寄附者への特例申請書の発送準備を休日出勤により対応している状況であり、申告特例の求めの期限（1月10日）までの処理が日程的に最も厳しいと感じている。

また、マイナンバーカードを利用したオンライン申請の活用は、支障事例の改善に一定程度資するものと考えますが、導入の判断は地方自治体にゆだねられていること、最終的には寄附者の選択によるサービスであること等を踏まえると、直ちに支障事例の改善に資するものではないものと考えます。

以上より、申告特例の求めに関する情報を申告特例通知書の送付期限までに確実に住所所在地の地方自治体に送付し、住所所在地の地方自治体において特例申請に係る一連の事務処理を適切に実施するためには、申告特例の求めの期限（1月10日）及び申告特例通知書の送付期限（1月31日）をいつまで延長しても実務上

対応可能かについて、各地方自治体における実態を適切に把握された上で、各期限の延長について、改めてご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

繰り返しになりますが、住所地団体におけるスケジュールを踏まえると、1 月 31 日という申告特例通知書の提出期限を変更することは難しく、また、寄附先団体においても、寄附者からワンストップ特例の申請を受領した後、その内容確認等を行ったうえ、1 月 31 日までに確実にその情報を住所地団体に送付する必要があることを踏まえると、1 月 10 日という申請期限を変更することについても難しいと考えます。

なお、ワンストップ特例の申請については、複数のポータルサイト事業者等により、マイナンバーカードを利用してオンラインで申請できるサービスが開始されていますが、この活用により、ワンストップ特例に係る寄附者・地方団体の双方の事務負担の軽減に繋げることが可能であるため、提案団体におかれても積極的に活用していただくようお願いします。

令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化

提案団体

吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官公庁が作成する公文書(請求書)様式の統一化を求める。

具体的な支障事例

住民票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条第1項において、公文書を提出してしなければならないとされている。当該公用請求に係る記載事項は、住民基本台帳法第12条の2第2項に定められている。

また、戸籍に関する公用請求については、戸籍法第10条の2第2項において記載事項が定められている。

上記の公用請求に係る公文書(請求書)様式について、職務で住民票や戸籍の証明書等の請求を行っている各士業の職務上請求においてはそれぞれ統一様式を使用しているにも関わらず、行政間のやりとりである公用請求においては、官公庁間で様式が統一されていないことにより、請求がある都度、市町村の発行担当者が記載事項の確認作業等に多大な時間を要しており、円滑な業務の支障となっている。

具体的には、住民票の請求で、続柄及び本籍の表示非表示が選択されていなかったため非表示で住民票を返送したところ、実際には本籍が表示された住民票が必要であったため、差し替えが必要になったり、戸籍の請求で筆頭者の欄がないため筆頭者の確認を電話ですることになったり等、請求の際に必ず確認が必要な項目が漏れている様式を使用する官公庁が存在する。

また、必要な項目の記載はあるものの、依頼文中や備考欄に記載されていて項目の位置が統一されていないため、それぞれの項目の確認に時間を要している。例として人口2万人規模の自治体である当町では、年間約2,000件の公用請求を担当者2人で、その他様々な業務を抱えている中で実施しており、公用請求の申請書の確認及び発行に1件あたり5分程度、項目の確認にそのうち半分以上時間を要しており、大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公用請求を受けた市町村の発行業務担当者の確認作業等の負担が軽減され、事務の効率化が図られる。

また、公用請求する側においても、形式的な請求書に必要事項を記入するのみで足りることから、誤りがなく請求をすることができ、再度請求をすることがなくなったり問い合わせ対応を減らすことができたり等、事務の効率化が図られる。

さらに、近い将来行政間において住民票等の各種証明書の内容について電子データでやりとりをすることになった際には、統一様式を使用することが不可欠となると想定されることから、制度改正をすることで行政のオンライン化の一助ともなりうる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条の2、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条、戸籍法第 10 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、羽後町、いわき市、高崎市、越谷市、世田谷区、浜松市、関市、豊橋市、豊田市、半田市、亀岡市、枚方市、寝屋川市、西宮市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市

○現在は同一自治体内でも所管課ごとに異なる様式となっていることも多く、記載事項の不備や確認作業が増える要因となっている。

○当市においても、公用請求の交付について、請求元市町村への確認連絡に多大な時間を要している。具体的には、除籍になっている者の附票が必要か否か、戸籍の附票が謄本か抄本か、などの確認連絡が多く、あらかじめ記載のある様式に統一できれば、事務の効率化が期待できる。

○「現に請求の任に当たっている者」の職氏名等は請求書に記載されているものの公印の押印が省略されており、また職員証等の写しの添付もないので「現に請求の任に当たっている者」の本人確認に苦慮する事例が増えている。新たに統一様式をお示しいただく際は「現に請求の任に当たっている者」の本人確認を簡易に行えるようご配慮いただきたい。

○公印省略の動きも散見され、個々の行政機関が、別々にその対応を図る旨の通知文の送付やその対応の支障の有無を照会しているため、公印も形式に含めて、省略を認める判断を行うか否か示せば、公用請求事務がさらにスムーズになると思われる。

○当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要している（請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件）。また、請求書の様式が自治体及び省庁によって異なり、内容の確認に時間を要している。同一の自治体であっても部局により様式が異なることがあり、請求内容の読み取りに時間を要する原因や、請求元が求める項目漏れの原因になるなど、円滑な事務遂行の支障となっている。また、昨今の DX の流れを加味した RPA 等による証明書類の自動出力を検討した際、様式が自治体及び省庁によって異なることが大きな支障となる。具体的には、様式が異なることにより AI-OCR による正確な請求書の読み取りが困難となる点。

○生活保護業務で請求対象者が被保護者本人なのか扶養義務者なのかの記載がないため、親族調査のため出生までさかのぼった戸籍が必要なのか、生存確認で現在の戸籍や附票だけでいいのかと確認を要することもある。

各府省からの第1次回答

（住民票の写しについて）

国又は地方公共団体の機関の住民票の写しの請求に当たって使用する請求様式については、各機関に委ねられているところですが、地方公共団体の負担軽減のため、関係機関と協議し、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

（戸籍証明書について）

戸籍証明書等の公用請求は戸籍法第 10 条の2第2項に基づき行われているところ、その請求に際しては「その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。」とされていることを踏まえ、その様式の統一について、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

様式を統一することは、確認箇所の明確化による証明書発行業務の効率化を進めることができると考えている。公用請求における統一様式の利用が進むことにより、全国の市町村の証明等発行担当部署が申請書の確認に費やされる時間を削減し、他の業務を遂行することが可能となる。結果として、住民サービスの向上に寄与し得ると考えられるため、積極的な検討を進めていただき、できるだけ早期の実現をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

国、地方公共団体、各府省所管の地方組織だけでなく、公用請求を行う様々な組織（権限、事務を委任、委託す

る日本年金機構など)も含めて様式の統一が図れるようご配慮いただきたい。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

事務の効率化を図るうえで有効なものであるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

関係機関との調整等、様式の統一に向けた取り組みを、省庁や地方自治体の意見を聞きつつ、進めていただきたい。

最大限統一様式を利用してもらうことが重要であり、利用の促進に関する取組についても検討いただきたい。

統一様式の利用開始に向けた、今後のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

まずは提案団体から、現行の課題、望ましい公用請求の様式、公用請求を受けることが多い機関などについて意見聴取することを想定している。その結果を踏まえて、対応方針及びスケジュールについて検討を行うこととしたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(2)】【法務省(2)】

戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81)

国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の請求については、発行に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係機関からの意見聴取を行った上で、請求様式の標準化について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

選挙公営制度における選挙運動用自動車燃料代の公費負担の対象となる支払方法の見直し

提案団体

草津市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法の選挙運動用自動車の燃料代の公費負担制度について、従前の契約業者を決定して事後精算払い方式だけではなく、一旦候補者が燃料代を負担し候補者へ実費弁償する方法も追加するなどし、セルフ式ガソリンスタンド等の新たな業務形態にも対応できるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現行制度では、立候補者が事前に契約業者を決定して事後精算払い方式のみとなっているため、契約業者以外のセルフ式ガソリンスタンドで給油した場合に公費負担の対象とならない。

【支障事例】

近年はセルフ式ガソリンスタンドが普及しており、現行制度とそぐわないことから、複数の候補者陣営からも柔軟に対応できるよう意見をいただいているところである。

【制度改正の必要性】

上述のとおり契約業者以外のセルフ式ガソリンスタンドで給油した場合に公費負担の対象とならないことから、候補者陣営からの苦情対応に苦慮しているという実態がある。

【支障の解決策】

そこで、一旦候補者が燃料代を負担し候補者へ実費弁償する方法も追加するなどすれば、セルフ式ガソリンスタンド等の新たな業務形態にも対応できるようになると考える。

具体的には、候補者がレシート及び当該燃料供給が選挙運動用自動車に使用されたものであることの証明書を直接選挙管理委員会に提出することにより確認することを想定している。現状の手続きとは異なり、事前の契約締結の届出及び確認申請を行わないこととなるが、当該手続きは業者が地方公共団体に請求できる金額(業者と候補者の契約金額のうち、公費負担の対象となる金額)を確認するために発行するものであり、候補者の実費弁償であれば、その手続きを踏む必要がなく、省略してもチェック機能としては現状と変わらないと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

セルフ式ガソリンスタンドは近年では一般的な給油方法であり、制度改正によって時代に沿った運用が可能となり、お金のかからない選挙、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることができる。

根拠法令等

公職選挙法第141条第7項、第8項、公職選挙法施行令第109条の4、公職選挙法施行規則第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第17条の8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、前橋市、練馬区、相模原市、川崎市、海老名市、茨木市、三重県、熊本市

○事前の契約業者だけでなく、任意のガソリンスタンドで給油できるようにすることで、選挙運動における利便性の向上を図るとともに走行距離や燃料消費量の効率化を進めることで、候補者間の選挙運動の機会均等や選挙経費削減、環境負荷低減などに資することができる。

○当区においても、複数の候補者から、近年はセルフ式ガソリンスタンドが一般的な給油方法であり、現行制度では実態に即していないため、制度を改善してほしい旨要望をいただいている。

各府省からの第1次回答

公職選挙法では、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用しており、選挙公営に一定の条件を設け、その枠内において候補者の自由を認めることで選挙の公正を確保することとしている。

選挙公営制度においては、ポスター・ビラの作成、新聞広告、選挙運動用自動車などの費用について、それぞれの業者に対し各都道府県等が負担することとしており、金のかからない選挙の推進を目的として、候補者が直接負担することがないようにしているものである。

選挙運動用自動車の燃料代については、公金を支出するに当たり、契約届出書、使用証明書、確認申請書等により、契約年月日、契約の相手方、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、契約金額等を適切に確認した上で、供託物没収点を上回る得票数を得た候補者について、一定の金額の範囲内において公費で負担するものであるため、そうした手続を踏むことなく候補者へ実費弁償することはできない。

なお、選挙運動用自動車の燃料代における公費負担については、セルフ式ガソリンスタンドの業務形態をとる燃料供給業者であっても、あらかじめ候補者が後払い契約を結ぶことで燃料の供給を受けることは可能であり、そうした事業者においては、例えば、契約後に発行される掛け売りカードを使うことにより給油できると承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

御回答いただいたとおり、セルフ式ガソリンスタンドの業務形態をとる燃料供給業者であっても、あらかじめ候補者が後払い契約を結ぶことで燃料の供給を受けることは可能であるが、当市において複数の候補者から受けた御意見は、近年はセルフ式ガソリンスタンドの普及に伴い、市内のどこにいても長距離の移動を伴うことなく給油ができるようになったにもかかわらず、特定の燃料供給業者との事前の契約を結ぶことが必須となり、不便であるという問題提起である。

公費で負担するものであるため、一定の手続を踏むことが必要であることは理解できるが、候補者が燃料供給業者と事前に交わした契約書等を確認する方法と、当市が一案として提案したレシート及び当該燃料供給が選挙運動用自動車に使用されたものであることの候補者本人による証明書を提出させる手続を採った場合とを比較しても、手続の正確性は変わらないと考えられる。

地方選挙における選挙運動用自動車の公費負担については、公職選挙法第141条第8項の規定により、国政選挙の場合に準じて、各自治体の条例で定め、運用しているところであり、国政選挙と地方選挙の取り扱いに差を設ける合理的な理由がないことから、条例に公職選挙法等の規定と異なる規定を置いている自治体は、当市が把握している限りでは存在しない。以上のことから、まずは国政選挙から、当市提案事項について改善するよう引き続き検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【海老名市】

あらかじめ候補者が後払い契約を結ぶことで燃料の供給をうけ、給油することが可能であることは承知していますが、実際の店舗に赴いて説明をしても、フランチャイズ店を含む多くの店舗において、本社への許可の段階で承諾を得られないケースが多数ありました。後払い契約を承諾してくれる業者が複数なければ多数の候補者を受け入れできないため、契約できない候補者が発生するおそれがあります。当市においてはセルフスタンドが9割を占めており、すでに制度が現状に即していないため制度改正を望むものです。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

燃料供給に関する公営については、過去に過大請求が問題となり、平成20年度に公職選挙法施行規則を改正し、燃料供給事業者から給油の際に受領した伝票(日付、自動車のナンバー、燃料の供給量及び金額が記載されたもの。)の写しの添付や、選挙管理委員会へ提出する契約届出書中に、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号の記載を義務付けするなどされ、現在の制度となっている。

候補者が選挙運動用自動車に燃料供給をしようとする際、候補者と事前に有償契約を結んだ燃料供給事業者が、契約書に記載の自動車登録番号等を確認し、それが選挙運動用自動車であるかどうかの確認を行っている。

仮に燃料供給事業者との事前の有償契約を結ぶことなく、候補者による立替え払いを認める場合にも、それが選挙運動用自動車への燃料供給であることを確認する必要は変わらないが、貴市ご提案の、候補者本人よりレシート及び当該燃料供給が選挙運動用自動車に使用されたものであることの候補者本人による証明書では、その証明書が適正なものかどうかを選挙管理委員会側が判断することは困難であり、選挙運動用自動車以外の自動車への供給に係る燃料代を請求されるおそれもあり、選挙公営の公正な運用が担保する観点から、見直しすることは困難である。

なお、選挙運動用自動車の燃料代における公費負担については、セルフ式ガソリンスタンドの業務形態をとる燃料供給業者であっても、あらかじめ候補者が後払い契約を結ぶことで燃料の供給を受けることは可能であり、そうした事業者においては、例えば、契約後に発行される掛け売りカードを使うことにより給油することができると承知している。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

給与所得者の扶養親族等申告書に同一生計配偶者を申告可能とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者について扶養親族等申告書に同一生計配偶者を申告できるよう様式の変更を求める。

具体的な支障事例

合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者については、同一生計配偶者を有していても、配偶者控除は適用されない。この場合、同一生計配偶者が障害を有する場合は扶養控除等申告書の障害者控除に関する欄に同一生計配偶者について申告できる。一方、障害を有しない場合は当該申告書に同一生計配偶者を申告できる欄は設けられていない。このため合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者が同一生計配偶者を有しており、その同一生計配偶者に収入が無い場合は、当該給与所得者が同一生計配偶者を扶養している状況を市側で把握できない。

融資や奨学金の申請等の手続きにおいて世帯全員の所得課税証明書が必要なケースがある。当市では同一生計配偶者が給与所得者の被扶養者として申告されていれば、課税情報がない場合でも収入及び所得を0円として所得課税証明書を発行しているが、同一生計配偶者が給与所得者の被扶養者として申告されておらず、課税情報もない場合は所得課税証明書を発行していない。このため同一生計配偶者に係る所得課税証明書の発行にあたっては、給与所得者が同一生計配偶者を扶養している旨の市県民税申告を行う又は同一生計配偶者自身が収入0円である旨の市県民税申告を行う必要が生じている。

また、当該給与所得者が同一生計配偶者を扶養している状況を市側が把握していないことで、国民健康保険に係る高額療養費制度において、所得未申告等により世帯に属する被保険者の所得の確認ができない場合は、一番負担の多い区分が適用される(同一生計配偶者を適用する納税義務者の所得を加味しない)。また、国民健康保険税の軽減判定時に同一生計配偶者に当たるものが適用されていないと、所得未申告者とみなし軽減が受けられない(世帯主が同一生計配偶者を適用する納税義務者ではない場合に限る)。これらの解消にあっても、給与所得者が同一生計配偶者を扶養している旨の市県民税申告を行う又は同一生計配偶者自身が収入0円である旨の市県民税申告を行う必要が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

対象となる方の市県民税申告の手間が省ける事や、市側も窓口での説明や市県民税申告書の受理、入力作業が省略できる。

年間200件程度発生している市県民税申告は、1件あたり、20分程度事務処理にかかっているため、20分×200件＝4,000分の事務時間の削減ができる。

根拠法令等

所得税法第190条、第194条第1項、所得税施行規則第73条、地方税法第45条の3の2第1項、第317条の3の2第1項、地方税法施行規則第2条の3の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、大田原市、高崎市、千葉市、荒川区、川崎市、相模原市、三浦市、福井市、松本市、半田市、安来市、広島市、高松市、熊本市

○当市でも提案市と同様の課題を抱えている。所得税確定申告書には、第2表に同一生計配偶者について申告できる様式となっているが、給与所得者の扶養控除申告書には障害のある方を除いては、記載欄がない。そのため、当該同一生計配偶者が未申告者の扱いとなり、所得証明書の発行ができなかったり、国民健康保険税の軽減判定を受けられなかったりして、当該配偶者の方に改めて収入0の申告してもらうなど、余計な負担を強いているのが現状である。

○当市においても、所得証明発行等のため、市県民税申告書の提出を求めており、窓口での説明や市県民税申告書の発送、入力作業等の手間が生じている。

各府省からの第1次回答

地方税法に規定されている「納税証明書」については、法第20条の10の規定により、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の長が交付しなければならないものとされているところ。

一方、ご提案の「所得課税証明書」については、各地方団体が行政サービスの一環として、条例等に基づき発行しているもので、発行に係る手続等についても、地方団体によって独自に定められているものと承知している。

このため、地方団体において具体的にどのようなケースについてどのような支障が生じているかなど詳しく教えていただく必要があるものの、各地方団体が独自に定める証明書の独自の発行手続のために、個人住民税の課税を行う際には直接必要のない合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者に係る同一生計配偶者の情報を申告させることとするよう、地方税法令の改正を行うことは適切ではないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民税に係る所得や課税情報は、国・都道府県・市区町村の事業や民間の健康保険の扶養審査、各金融機関の融資条件、奨学金の要件等の多岐にわたって利用されている。この点から所得課税証明書は、各地方自治体の行政サービスの一環ではあるものの、この国の社会基盤の一端を担っているといっても過言ではない。

今回の事例で、同一生計配偶者の所得課税証明書を必要とする手続のうち最も多いケースは、健康保険の扶養審査において被扶養者として同一生計配偶者の所得を確認する場合である。健康保険の扶養審査は毎年行われる場合が多いため、毎年最新の同一生計配偶者の所得課税証明書が必要となる。このため、同一生計配偶者の所得課税証明書の発行に当たり、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者又は同一生計配偶者のいずれかの方に市県民税申告を行ってもらう必要が生じている。この対応に納税義務者側も市側も多大な負担を強いられている。

「個人住民税の課税を行う際には直接必要のない合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者に係る同一生計配偶者の情報を申告させること」については、確定申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」欄にて住民税に関する事項として記載できることを踏まえ、これと同様に扶養親族等申告書においても当該納税義務者が必要に応じて同一生計配偶者の情報を記載できるよう必要な措置についてご再考いただきたい。

また、「地方団体において具体的にどのようなケースについてどのような支障が生じているかなど詳しく教えていただく必要がある」について、地方自治体に確認を行う場合は、その具体的な方法や時期をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【相模原市】

所得課税証明書に関わる根拠等については国の回答の通りであるが、この所得課税証明書発行は個人住民税を課税している全国の市町村で行われている行政サービスであり、措置されることで多くの市町村や該当する配偶者にとって負担軽減になると考える。

また、各市町村では、適正な課税のため扶養調査や申告漏れがないように無職無収入であっても申告をするよう依頼をして、申告書を送付するなど煩雑な事務を行っている。所得税確定申告書の第2表「配偶者や親族に関する事項」欄では、住民税列で「同一」を選択できるようになっており、これと同様に給与所得者の扶養親族等申告書や給与支払報告書に「同一生計配偶者」であるとわかるようにチェック欄を設けたり、摘要欄に記載していただければ、迅速かつ効率的な課税事務に繋がることになると思われる。

【熊本市】

合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者に係る同一生計配偶者の情報は、個人住民税の課税を行う際には直接必要のないものであるため、地方税法施行令の改正は適切ではないという国の見解は同意するところである。しかしながら、実態として、融資や奨学金の申請等の手続きにおいて、所得証明を必要とする事案が多数発生しており、これに対応するため、納税義務者及び職員に、所得証明発行に係る各種手続き及び事務処理が必要になる等、双方に負担が生じている状況のため、改正を再度ご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご提案の「所得課税証明書」については、各地方団体が行政サービスの一環として、条例等に基づき発行しているもので、発行に係る手続等についても、地方団体によって独自に定められているものと承知しています。また、平成30年12月27日付け市町村税課事務連絡「平成31年以降のデータ標準レイアウト等における同一生計配偶者の取扱いについて」においても、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者の有無が必要となる頻度と納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担を考慮し、給与支払報告書の様式には同一生計配偶者の記載欄を設けないこと（扶養親族等申告書も同様）とした旨を通知しているところです。

さらに、仮に、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の同一生計配偶者であることが判明したとしても、課税資料が存在しない場合は、当該同一生計配偶者の合計所得金額が48万円以下であることしか把握できず、当該同一生計配偶者が「給与所得」・「公的年金等に係る雑所得」等以外の支払調書が市町村に送付されない所得を有していることも否定できないという状況を踏まえると、正確な所得を証明するためには、むしろ証明を求めた者による住民税申告等に基づくことが必要であると考えます。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

道府県知事が不動産の価格を決定し市町村長に通知した場合における固定資産税の納税義務者への説明責任主体の明確化

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方税法第73条の21第2項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定し、同条第3項の規定により市町村長に通知したときは、改築、損壊その他特別の事情がある場合を除き、不動産取得税に対する更正の時効経過前後に関わらず、固定資産税の納税義務者に対する課税根拠の説明責任については、市町村ではなく道府県にあることの明確化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地方税法第73条の21第2項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定し、同条第3項の規定により市町村長に通知したときは、同法第409条第2項の規定により改築、損壊その他特別の事情がある場合を除き、当該通知に係る価格に基づいて不動産の評価をしなければならない。

【支障事例】

税理士法人や弁護士等を代理人とした家屋評価調書等の開示請求や価格の修正を求められることがある。しかし、そのような家屋は、非木造家屋かつ大規模なものが多数であり、各道府県と各市町村との役割分担にもよるが、当市においては道府県で評価計算したものが大半を占めている。

【制度改正の必要性】

課税根拠の説明を求められた際には、固定資産税の課税処分を下している市町村に説明責任があると思われるが、同法第73条の21第3項の規定において、「価格その他必要な事項」を通知するとされているのみであり、提供すべき資料が明確化されておらず、詳細な資料が保存されていないものがあり、対応が困難である。仮に詳細な資料が保存されていた場合でも、道府県の判断により、評価基準において示されていない評点項目等の作成等を「所要の補正」により行っているものや、補正係数も範囲を超えて決定しているものもあり、市町村では結果のみを伝えることはできるが、運用の説明は困難である。

また、同法第409条第2項及び判例において、不動産取得後に生じた特別の事情が無い限り、市町村長は道府県知事から通知された価格に基づいて評価するのみであり、市町村に裁量の余地はない(行政実例においても「通知価格を基礎として評価しなければならない法意であり、単なる参考と解すべきものではない」とされている)。

【支障の解決策】

不動産取得税の更正の時効経過前後に関わらず、特別の事情が無い限り、道府県が評価計算した不動産は道府県が対応することで支障が解決すると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

根拠資料の保管、提供不足や評価当時の道府県の運用の市町村への継承不足等により、市町村において不

必要な修正（還付）を行うことがなくなり、公金が適切に管理されるとともに、説明責任が果たされ住民の行政に対する信頼が損なわれることがなくなる。
保管資料等から評点項目、補正係数等の採用根拠を推測することや、開示請求に対応することに時間を要することがなくなり、行政の効率化につながる。

根拠法令等

地方税法第 73 条の 21、第 409 条
新潟地方裁判所（平成 21 年 12 月 25 日判決）平成 16 年（行ウ）第 3 号、東京高等裁判所（平成 22 年 8 月 31 日判決）平成 22 年（行コ）第 39 号
行政実例（昭和 34 年 7 月 24 日自丁固発第 52 号弘前市長あて自治庁固定資産税管理官回答）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、高崎市、八王子市、相模原市、福井市、松本市、豊橋市、半田市、刈谷市、豊田市、城陽市、今治市

○各都道府県と各市町村が家屋調査・評価を分担し、重複調査の解消による納税義務者の負担軽減と評価事務の合理化を図るため、合同調査を実施している。当市においても県が評価するのは大規模な非木造家屋となるが、評価方法が異なること（県は明確計算、当市は不明確計算）、また県が独自補正等を行っている場合もあることから、納税義務者への課税説明は困難である。また、不動産取得税の時効にかかわらず、建物の存続する限りその説明責任の義務を負うことを県職員にも強く意識してもらうことで、より県市一体となった評価連携ができると考えられ、また根拠資料等の適切な保管や開示請求に対応する時間を要することがなくなり、業務の効率化につながる。

○県税事務所で評価された家屋において、納税義務者からの照会があった場合には、課税庁である市に説明責任はあると承知しているが、課税庁に責任の全てを委ねている今の現状には少々疑問を感じている。家屋を調査し評価者としての責任の所在が県税側に多少なりあるべきと常々感じていたので、本事案について議論及び検討をしていただきたい。

○当市においても、税理士法人等を代理人とした家屋の課税根拠資料の請求を受け、非木造の大規模家屋であったため県税事務所から通知された資料を回答したことがあるが、そこに記載されている内容以上のことについては市では回答することができない。

○当市でも県が評価した家屋について、弁護士を代理人とし、評価調書の誤りを原因とした評価額の修正を求められた事例があった。このため県へこの修正申入れの内容の適否を判断するよう依頼したが、当初は、「県は新築から 5 年以上経過した物件について正式に再評価することはできない。」と断られた。その後も協議を重ね、約 10 か月後に文書で見解を出してもらったが、県はあくまで不動産取得税のための評価事務しか行わないとの原則は変えていないので、今後も同種の申入れや審査の申出があった場合に長期間の協議を余儀なくされるのではないかと危惧している。裁判例でも、道府県職員の過失により過大な価格を市長に通知し、納税者へ損害を与えた場合は、道府県が国家賠償法上の責任を負うとされており、道府県は評価資料の保存や説明の責任について建物の存する限り果たすよう、法で明確化すべきと考える。

○近年多くみられる税理士法人等が代理人となり、固定資産評価額の審査請求を行う場合、大規模な事業所等がターゲットとなるため、これらの家屋の調査及び評価計算は都道府県税事務所が行っていることがほとんどである。評価計算は、総務大臣が定める評価基準に基づいて実施するが、課税庁の裁量にゆだねられる部分もあることから、都道府県が定める要領に基づいて行われている。また図面や見積書等の評価資料が提供されていないため、市町村に対して審査請求等が行われた場合、評価内容及び計算根拠等を説明することが非常に困難な状況にある。調査と評価計算等を実際に行った課税庁が説明を行うことで、正しい評価内容を伝達することができる」と期待される。

各府省からの第 1 次回答

納税者への説明責任は課税庁が負わざるを得ないため、課税庁である市町村が説明責任を負わないことを明確化することはできないが、課税庁が説明責任を果たす上で必要な情報が共有されているかどうかなど、まずは地方団体の実務上の課題を確認する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

固定資産評価基準において「評点基準表について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、評点基準表について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする」こと及び「補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする」ことが規定されており、実際に「所要の補正」や「補正係数の限度を超えて決定」しているものもあるため、道府県の不動産価格の決定の詳細について市町村が説明することは困難である。

したがって、道府県知事が不動産の価格を決定し市町村長に通知した場合における固定資産税の納税義務者への説明責任主体は、市町村ではなく道府県にあることを明確化されることが理想であるが、説明責任主体の明確化が困難ということであれば、地方団体の実務上の課題を確認していただけるということであるため、市町村の意見を正確に把握され、市町村が説明責任を果たす上で必要な事項について整理し、それに関する資料を道府県から市町村へ提供するよう周知することを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

第1次回答によると、地方公共団体の実務上の課題を確認することだが、平成20年代後半以降、都道府県が評価した価格に対する審査申出等が行われる案件が全国の市町村に生じており、喫緊の課題となっている。

また、審査の申出については、新たに価格を決定・修正し、課税台帳に登録したとき以外に3年に一度の評価替え年度に提起することができるため、現在、令和6年度の評価替えに向けた都道府県評価案件の課税資料請求が数多く行われている。代理人となる税理士法人や弁護士等は都道府県評価案件を数多く取り扱い、その評価方法を熟知し、都道府県との争訟を経て、市町村に対し申出や申入れを行っていることが多い。市町村は、実際に評価を行っておらず都道府県が評点付設したもの（課税庁の裁量によるものも含む）を推測により弁明しなければならず非常に厳しい状況にあり、説明責任の履行において支障が生じている。

そのため市町村としては都道府県が行った評価への審査申出等が行われた場合は、都道府県と共同で対応することを早急に求めたい。このことにより、正しい評価内容の説明を行うことができ、さらには納税者対応業務の効率化につながると考える。

【刈谷市】

納税者への直接の説明責任は賦課を行う課税庁が行うことは理解できるが、地方税法第409条第2項により、道府県知事から通知された価格に拘束されている以上、少なくとも評価内容についての市町村から道府県への照会（評価内容の検証依頼）に対しては、不動産取得税の更正期間に関わらず回答する義務があると明確化してもらいたい。当市においては、大規模非木造家屋を県が評価する形で家屋評価事務を分担していることから、市職員の当該家屋に対する評価経験が少なく、納税者から県が行った評価の詳細な質問を受けても正確に回答することが非常に困難である。固定資産評価基準に掲載されていない部材の判定や、補正値の算出根拠について、評価で使用了図面等の送付を受けただけでは、説明に必要な情報が共有されているとはいえないと考える。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、納税者義務者への説明責任は課税庁が負わざるを得ないため、課税庁である市町村が説明責任を負わないことを明確することはできない。

このことは、市町村長が不動産の価格を決定し、地方税法第73条の22の規定により道府県知事に価格等の通知をした場合における、当該不動産に係る不動産取得税についての説明責任を、課税庁である道府県が負うこととなるのと同様である。

課税庁が納税義務者への説明責任を尽くすためには、いずれの場合も道府県と市町村の間で十分なコミュニケーションが図られ、必要な資料の共有がされることが重要であると考えます。

本提案を受け、複数の地方団体に聞き取りを行ったところ、家屋評価に必要な資料としては、仕上表、各種図面、建具表、設備関係資料、見積書などがあり、これらの資料が必要に応じて道府県と市町村の間で共有されれば十分と答える団体が複数あった（他に必要な資料があれば具体的にご教示いただきたい。なお、そうした資料は道府県から市町村だけではなく、不動産取得税についての説明責任を果たすために、市町村から道府県にも送付していただく必要がある。）。

いずれにしても、道府県と市町村の間で十分なコミュニケーションが図られることが重要であり、令和6年1月に予定している全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議において、都道府県の実務担当者とその旨の周知を行いたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

（7）地方税法（昭25法226）

（i）固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない等の不動産について、道府県知事が価格を決定した場合に、当該不動産の所在地の市町村長に通知する「当該価格その他必要な事項」（73条の21第3項）については、市町村が納税義務者に、より適切に説明を行えるように、道府県と市町村の間で必要な資料を共有し、相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和5年度中に周知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

35

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカードの代理人交付における本人確認書類等の要件緩和

提案団体

中核市市長会、郡山市、江戸川区、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードを代理人に交付する際、必要となる交付申請者の本人確認書類として当該交付申請者の親族等(例:同一世帯員又は一～二親等以内の親族)が交付申請者の顔写真を証明した書類も認めていただくこと、交付申請者の出頭が困難な理由として「親族の看護(介護)」を含めていただくことなど、カードの一層の普及に資する見直しを行っていただきたい。

具体的な支障事例

マイナンバーカードを代理人に交付する際は、交付申請者の本人確認書類として官公署から発行(発給)された交付申請者の写真が表示された書類その他これに類する書類として以下の書類が認められているところである。

- ・交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類
- ・交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類
- ・交付申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類

しかしながら、以下の事例のように交付のため出頭することが困難で上記のような本人確認書類を提示することができない者もあり、また、事務処理要領(令和5年4月1日改正)に「やむを得ない理由により出頭が困難であると認められる者」として示された例には親族を看護(介護)している者が入っていないが、実際は親族の看護(介護)により出頭できない者もあり、カードの代理交付に至らない事例が発生している。

(事例1) 交付申請者が介護のため遠方の他市に居住していることから代理交付を希望しても、本人確認書類である運転免許証は毎日現地で使用するので代理人に預けることができない(住民票を現在の居住地に移す予定はない)。

(事例2) 交付申請者は高齢で官公署の発行(発給)する顔写真の表示がある書類を持っておらず、自宅で家族に介護されているが介護保険サービスは受けていないため顔写真の表示のある本人確認書類が用意できない。

(事例3) 交付申請者が長期入院により代理交付を希望する場合において、顔写真が表示された本人確認書類を所持していないことから入院中の病院に顔写真証明書の作成を依頼するも拒否されたため、顔写真が表示された証明書を用意できない。

(事例4) 交付申請者は顔写真が表示された本人確認書類を所持しておらず、補助人工心臓を装着した娘を在宅で看護している。交付申請者は人工心臓の研修を受けており娘の唯一の介助者として一時も娘のそば離れることはできず出頭は困難である。しかしながら、代理交付を認める理由に「親族の看護(介護)」が含まれておらず、さらに代理人に託すべき写真を表示した本人確認書類も用意することができない。

マイナンバーカードの代理交付が認められるケース拡充については、令和3年提案募集にて既に議論され、令

和4年1月31日付けで「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の一部改正により、限定的に代理交付可能なケースが拡充されたところであるが、マイナンバーカードの交付率は年々増加しており、カードの交付・更新事務の負担は令和3年提案時点と比して、大きく増している。

また、令和6年秋頃のカードと健康保険証との一体化を考慮すると、上記のように本人が出頭することが困難で、かつ写真の表示された本人確認書類を持ち合わせない方からの交付申請も増えてくると予想される。これらの方々は施設に入所していないところ、職員が一件ずつ訪問し本人確認をすることになるが、上述のとおりカード交付・更新事案の負担が増加するなか、そういった対応は更に現場の負担を増すものであり、また、必要とする方にカード交付できない状況が続くこととなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度ではマイナンバーカードを受け取ることが難しかった方が、窓口へ出向くことなくカードを受け取ることができるようになり、市民の利便性が向上する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条5項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第16条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、宮城県、仙台市、多賀城市、秋田県、羽後町、いわき市、小山市、前橋市、桐生市、三郷市、小平市、川崎市、山梨県、豊橋市、亀岡市、八尾市、寝屋川市、西宮市、五條市、井原市、東温市、糸島市、熊本市

○交付申請者（高齢）が在宅介護のため外出することが困難である。家族も近くに住んでいないため、在宅介護を代わりに頼める人もいないため窓口で受け取ることが難しい。

○（事例1）代理ケースが認められる学生は、高校生までであり、大学生は認められない。ただ、遠方に居住している大学生が多く、代理交付を望んでいる事例が多くある。

（事例2）75歳以上の高齢者で、顔写真のある身分証明書を持っている人が少なく、かつ介護サービスを受けず自宅療養をしている場合は、顔写真証明書が用意できない。顔写真証明ができる資格の範囲を民生委員等に拡充していただきたい。

○当市においては、交付申請者の出頭が困難であり、且つ代理交付ができない場合、職員による出張交付を実施している。現行制度においては、結局のところ代理交付が困難となるケースが多発し、出張交付の機会が増加することが想定され、結果職員負担の増加につながることを懸念される。

制度改正により上記のような職員負担の軽減に繋げていきたいと考える。

○事例のようなケースは当市で今のところわずかだが今後発生することは想定される。現在は職員の訪問等により対応を予定している。

○区役所・支所においては、介護サービスを受けるまでに至っていない高齢者の本人確認は職員が訪問、または庁舎の駐車場等まで車で来ていただき、職員が確認に出向く等の対応をしている。当市のマイナンバーカードセンターにおいては、代理人での高齢者の本人確認はできないため、直接本人に来所いただくか、区役所の予約を取ってもらうことを案内し、顔写真付き本人確認書類のない高齢者の代理人への交付はセンターではできない旨を案内している。

○当市でも、高齢の交付申請者は官公署の発行（発給）する顔写真の表示がある書類を持っておらず、また自宅で家族に介護されているが介護保険サービスは受けていないため顔写真の表示のある本人確認書類が用意できないケースが少なからずあり、各区の職員が一件ずつ訪問して本人確認をしており、現場の負担増となっている。

○代理人での交付要件、必要な書類が緩和され、受け取れるケースが増えてきている。しかし、依然、要件に当てはまらない、必要書類が揃わないケースがあり、職員が訪問し交付を行っているが、人的資源に限りがあり、すべてのニーズに対応するのは困難である。

○親族の看護（介護）により出頭できず、代理交付や居所への訪問による本人確認ができないケースが当市においても生じている。

○申請者本人が15歳未満の者で児童虐待等の理由により法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求

めることが不適當又は困難であり、かつ祖父母宅で監護されている事例を支障事例として追加したい。

・事務処理要領においては、申請者本人が15歳未満の者で児童虐待等の理由により法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適當又は困難であるときは、「里親等に看護されている場合」及び「児童福祉施設に入所している場合」にのみ、代理人が里親等の資格を証明する書類及び事情説明書等を提示することで代理交付が可能となっているところ。（里親等：児童福祉法に定める都道府県による委託を受けた里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に限定）

・申請者本人が児童虐待を受け、法定代理人とは接見禁止となっており、祖父母宅で監護されている場合、祖父母が事務処理要領上の「里親等」に含まれないため、カードの代理交付ができない状況であることから、「里親等」の定義を拡大していただきたい。

○マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、市民からの関心が高まっているものとなる。令和5年4月1日より、代理受取要件である「出頭が困難である理由」については緩和されたところではあるが、代理受取要件である本人の本人確認書類について顔写真付きの証明書がないとの相談が相次いでいる。具体例を挙げると、75歳以上の高齢で出歩くのは難しいが、顔写真付きの本人確認書類を持っておらず、長期入院しているわけでもなく、介護サービスを利用もしていないといった方である。この場合、この度緩和された出頭が困難であると認められるケースになるにもかかわらず、カードの代理受取ができないものとなる。また、長期入院しているが、病院長が顔写真証明書の作成に協力しただけで代理受取ができないこともある。このような際に、出頭は困難であるとは認めつつもカードを渡せないといったことが起こっており、職員が1件ずつ訪問することも現実的ではない。

顔写真証明書の作成可能者の範囲が緩和されることで、上記ケースに対応できるようになる。

○令和5年3月31日付け総行マ台43号で一部緩和があったが、かなりの高齢者であっても健康であれば窓口来庁するようになっている。75歳以上については代理交付が親族で可能となるように緩和していただきたい。

○代理人による受取りについては、支障事例以外にも様々な具体的な事例が生じるものであり、交付要件や疎明資料、顔写真証明書等の提出緩和も含めた総合的な検討が必要である。

○当市においても、同様のケース（特に事例2）により交付ができないケースが多く、対応に苦慮しているところである。代理人交付の要件に該当しないため、来庁するご本人や同行の家族の負担も大きいため、要件緩和が必要である。

○事務処理要領（令和5年4月1日改正）に「やむを得ない理由により出頭が困難であると認められる者」として示された例には小学生・中学生・高校生・高専生が挙げられているが、大学生・専門学校生についても遠方まで通っているケースが多く、自治体の窓口受付時間内での受取が困難となっている。

○同様の支障事例は各市町村から寄せられているが、本人が顔写真付き証明書を持たない場合、代理人交付はできず、市町村職員が本人の自宅に出向いて本人確認をしたうえで交付する必要があると考える。

各府省からの第1次回答

<顔写真証明書の作成者の要件緩和>

マイナンバーカードは対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、厳格な本人確認を経て交付することを原則としている。代理交付にあたっては、なりすまし等を防ぐため、申請者本人の顔写真付き本人確認書類を求めているが、長期で入院している者や介護施設等に入所している者、15歳未満の者、在宅介護を受けている者については、顔写真付き本人確認書類を所持していない場合があることを踏まえ、「個人番号カード顔写真証明書」を認めている。

「個人番号カード顔写真証明書」の作成主体は、なりすまし等を防ぐ観点から、病院長又は施設長、民法上の特別な地位にある法定代理人、ケアマネジャー及びその所属する事業者の長に限っているものであり、「親族等（例：同一世帯員又は一～二親等以内の親族）」への拡充は難しいと考える。

なお、代理交付が行えない場合であっても、マイナンバーカードを円滑に取得していただけるよう、市町村職員が施設等に出張し、申請時に本人確認を行うことにより、後日、市町村から郵送によりカードを交付することが可能となる出張申請受付を推進するとともに、費用については国費による支援を行うこととしている。

<交付申請者の出頭が困難と認められる者の要件緩和>

交付申請者が、病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、窓口への出頭が困難な場合は、代理人に対する交付を可能としており、この代理交付の仕組みについては、幅広く活用しやすくなるよう、令和5年3月に事務処理要領の改訂を行い、活用できるケースの拡充・明確化などを行った。

「親族の看護（介護）」は、事務処理要領上は明記されていないが、市町村長が「親族の看護（介護）」をやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認めたときには、代理人に対してカードを交付することは可能である。

一方、親族の看護（介護）により出頭が困難であることを疎明する資料を一律にお示しすることは難しいことか

ら、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に明示的に例示はしていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

<顔写真証明書の作成者の要件緩和>

官公署発行の書類以外における「個人番号カード顔写真証明書」の作成者の要件については事務処理要領において明確化されていないところ、入院又は入所している病院長又は施設長、ケアマネージャー等については認められる一方、同一世帯員又は一～二親等以内の親族が作成することは認められないことについて、合理的な理由はないと考える。さらに、15歳未満の者は法定代理人による顔写真証明書が認められているが、高齢者等に比べ来所が容易という場合もあり不公平感がある。

また、市町村職員による出張申請受付については、例えば、住所を自宅等にしたまま施設入居されている方は住所へ転送不要で送る本人限定受取郵便は受け取ることができない課題が残り、また、施設等に入所していないが来庁することが困難であり顔写真付き本人確認書類を提示することができない高齢者等においては、市町村では本人が顔写真付き本人確認書類を所持しているかどうか等について確認できないため、出張申請の希望があれば全て対応せざるを得ず、事前の書類のやり取りや自宅や施設への訪問調整にかかる時間の増加が職員の負担となり、特に都市部においては明らかに無理がある。

介護サービスを受けていないが出歩くことが困難な在宅の方など、行政が想定できない事情があることを踏まえていただき、顔写真証明書の作成者の要件緩和について検討いただきたい。

<交付申請者の出頭が困難と認められる者の要件緩和>

市町村長が「親族の看護(介護)」をやむを得ない理由に出頭が困難であると認めたときには、代理交付が可能であるならば、その旨を事務処理要領に明記していただきたい。また、親族の看護などを理由とする場合、本人が来られないことを証明する資料の提示は困難と思われることから、当該事例に係る疎明資料を示すことが困難なため事務処理要領に例示できないのであれば、全国の市区町村がある程度足並みを揃えた対応できるよう、本人への交付が困難な事例に係る対応集を作成するよう要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山梨県】

具体的な支障事例の(事例2)に対し、回答は市町村職員の個別訪問を求めるものとなっている。健康保険証廃止に向けて、希望する住民がマイナンバーカードを取得できるようにするため、市町村職員の負担に配慮した方策を提示していただきたい。

【熊本市】

当市では令和5年6月時点で申請率91.7%、交付率77.7%と、ともに頭打ち傾向となっており、残された方が概ねマイナンバーカード保有意思のない方または当該事象対象者と考えられるため、更なる普及促進の妨げとなっている。令和5年3月の事務処理要領の要件緩和において一部緩和されていることは承知しているが、国の回答として拡充が難しいといわれる部分が、基礎自治体として窓口での判断に困難を極めるケースとなっていることをご認識いただきたい。施設・企業等への一括申請については当市でも実施しているが、施設等に入らず、自宅での療養または親族介護により出頭が困難である方は一定数存在するため、診断書＋戸籍などで代理確認可能として、顔写真証明の緩和をしていただけると対象者への申請促進等の対応ができると考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

顔写真証明書の作成者の要件を緩和していただきたいとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

各府省からの第2次回答

<顔写真証明書の作成者の要件緩和>

「個人番号カード顔写真証明書」(以下「顔写真証明書」という。)の作成主体は、なりすまし等を防ぐ観点から、病院長又は施設長、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長、民法上の特別な地位にある法定代理人に限っている。これらの者は、事業を行うために都道府県の許認可、指定、若しくは登録を受けた者又は民法上の特別な地位を有する者であることから、「顔写真証明書」の作成を認めているものであり、それを踏まえると、作成者の要件を親族等に拡充することは難しいと考える。

なお、提案団体からの見解に「出張申請受付については、例えば、住所を自宅等にしたまま施設入居されてい

る方は住所へ転送不要で送る本人限定受取郵便は受け取ることができない課題」とあるが、現行制度において、やむを得ない理由により本人限定受取郵便により交付することが困難であると認められる場合には、交付申請者の所在地にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することも可能である。

＜交付申請者の出頭が困難と認められる者の要件緩和＞

提案団体からより詳細な実態を伺いつつ、検討をしてみたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(v)やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときに行うことができる個人番号カードの代理人への交付(施行令13条5項)については、市町村(特別区を含む。)における事務の実態等を踏まえつつ、親族の看護又は介護を行う者に係る取扱いについて検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

37

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

出納員その他の会計職員について個別の任命を不要とすること

提案団体

三原市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

出納員その他の会計職員の任命について、辞令形式によらず、規則等で一定の職にある者が当然に出納員その他の会計職員に充ててることを可能とすること。
また、可能であるならばその旨を明確にすること。

具体的な支障事例

出納員その他の会計職員については、地方自治法第171条第2項において「出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。」と定められており、「昭和38年12月19日 自治丁行発第93号各都道府県総務部長宛 行政課長通知」により、個々の職員を充て職ではなく辞令形式により任命することが適当であると解されているため、個々の職員に対する市長印を押印した辞令(出納員証)を廃止できない状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

出納員の任命においては、実質的に充て職としても特に支障がないが、個々の職員への辞令形式を必須とすると、毎年度辞令(出納員証)を交付する必要があるため、出納員証を対外的に示す機会もない。
個々の任命を不要とする改正が行われれば、事務手続を省略することができ、行政の効率化につながる。

根拠法令等

昭和38年12月19日 自治丁行発第93号各都道府県総務部長宛 行政課長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

羽後町、鶴岡市、三浦市、安来市、広島市、佐世保市

○当市においても、出納員・臨時出納員の辞令形式での発令を異動が生じる度に整理し、実施している状況。
出納員は課長を、臨時出納員は課長補佐を充てており、業務上で辞令を提示する必要もないことから、規程で充て職として明示することができれば、辞令方式による発令を行う実質的な意味はない。
任命を省略することが可能であれば、事務手続きの効率化により、1人当たり2分の事務作業×200人＝約6時間の作業時間の減が見込めるもの。さらにペーパーレス化が当たり前になってきている社会情勢を考慮しても、辞令形式での任命は省略しても良いと思われる。
○毎年、年度当初に分任出納員300人以上(令和5年は326人)へ辞令(紙)交付と身分証交付(写真撮影を伴う)を行っており、大変な事務負担となっている。また、年度中の職員の異動に伴い同様の作業が発生、同時に

解任手続きも必要となっている。

○当市も、出納員等に関する規則を定め、毎年度、各部・課等より、会計管理者に対して、出納員及び分任出納員の申請があり、会計管理者は市長に対して推薦を行い、辞令の交付をしております。なお、取扱う内容に関しては、各部・課の業務に対して、内容を告示しています。

人事異動や出納整理期間の時期も相まって、対象者の選定に時間を要することから、辞令の交付や告示が速やかにできないのが現状です。

各府省からの第1次回答

出納員は、会計管理者の命を受けて現金や物品の出納・保管を取り扱うほか、その他の会計職員についても普通地方公共団体の会計事務を取り扱う職員であり、地方自治法上、これらの職員を対象として賠償責任に係る特別の規定が定められている点を考慮すれば、出納員やその他の会計職員の権限及び責任関係を明確にする観点からも、個々の職員を辞令形式により任命する必要があると考えています。

なお、辞令形式での任命については、必ず紙での辞令交付や公印を押印した辞令書によることを求めているものではなく、例えば、自治体によっては職員が確認可能な庁内情報ネットワーク上に各課ごとの人事異動発令通知書を掲載することにより発令とする取組や、辞令書への公印省略を可能とする取組などが行われており、各自治体の運用により具体的な支障事例の解消は図られるものと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げます。

辞令形式での任命については、御指摘のとおり、庁内情報ネットワークの活用や公印省略などの運用方法を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

1次回答により御理解いただいたものと認識。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

補助事業等の予算執行状況等に係る各調査の合理化

提案団体

秋田県、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村、福島県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

補助事業等の予算執行状況等に係る各調査について、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。

具体的な支障事例

公共事業については、昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」に基づき、財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方へ調査依頼がなされているが、各府省庁からの調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている。具体的には、国土交通省所管の補助事業等の契約状況について、年度当初に地方整備局総務部会計課から依頼があり、毎月報告をしているが、地方整備局道路部からも次年度当初予算の配分作業の参考のため、別途不定期で重複して電話やメール等で同様の依頼をされている。地方整備局道路部からの依頼に対しては、「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」で提出している数字を基に、別様式で作成・回答しなければならず、数字の整合性の確認や決裁等、事務手続に関する業務量が増えている状況である。

また、総務省自治財政局より四半期毎の公表を目的とした「公共事業等の事業計画及び事業施行状況等に係る調査」が県財政部局に依頼されており、令和3年度から調査様式が簡素化されるなどしているが、同様に公共事業等に関する執行状況調査が依頼されている。当該調査についても、国土交通省調査と内容が重複している部分が多く、業務負担の増加に繋がっている。さらに、令和4年度の国補正予算に関しては、内閣府から地方整備局を経由し執行状況のフォローアップ調査と称し、補正予算だけに特化した予算執行状況調査(契約時期見込み等)が行われている。

以上のように、上述の調査において回答内容に重複する事項(予算額、契約額、支出額、繰越額等)も多いため、重複して調査を行う必要はないと思われる。特に、地方整備局道路部からの依頼については、既に地方整備局総務部会計課に対して回答している内容について再度回答を求めるものであり、調査の必要性は低いと考える。したがって、都道府県における業務を効率化するため、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各府省庁からの調査への回答に係る業務の効率化が図られる。

根拠法令等

昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」
令和4年6月17日付国官会第7993号「令和4年度公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告につ

いて」

上記調査のため、地方整備局が上乘せで行っている事業執行状況調査

総財務第 40 号令和2年4月 28 日付「公共事業等の事業執行計画及び事業執行状況等に係る調査について（依頼）」

令和5年1月 10 日付内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（経済対策・金融担当）事務連絡「「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の全事業の進捗状況調査について（依頼）」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、福島市、茨城県、小山市、高崎市、川崎市、横須賀市、浜松市、寝屋川市、奈良県、広島市、吉野川市、高知県、熊本市

○類似した照会内容ではあるにもかかわらず、書式や記載方法、単位等の詳細部が異なるため、照会ごとに回答の仕方（考え方）を変える必要があり、各照会の整合性をとるために時間を要している。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

内閣府の調査は、経済対策の早期実行、進捗管理の徹底のため、各省庁に対して、経済対策・補正予算の全事業（約 1,300 事業）の進捗状況や進捗見込みの把握を求めているものである。

これまでも、各省庁が既存調査の結果を活用して内閣府に回答することを可能とする等、効率的な調査の実施を図ってきたところであり、今後も地方公共団体の負担に配慮して調査を実施してまいりたい（既存調査の活用が可能であることの更なる周知等）。

【総務省】

本調査については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」を踏まえ実施しているものであり、今後も継続して行うことが必要であると考えているところ。

そうした中、今回の提案を踏まえ、関係省庁に対して調査結果を提供することも可能であると考えている。

本調査については、令和3年度に簡素化を図ったところであるが、今後とも簡素化に向け、調査の見直しを検討してまいりたい。

【財務省】

本内容の提案は、令和3年度の提案募集において同種の提案があり、本件も当省（財務省）において実施している昭和 42 年5月1日付蔵計第 946 号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」（以下、「公共事業等施行状況調査」という。）の調査自体に対する指摘ではなく、「財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方へ調査依頼がなされているが、各府省庁からの調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている」との指摘と認識しているのですが当方の考えに齟齬はございますでしょうか。

【国土交通省】

重複する項目については、調査の効率化に向けた調整等を実施する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助事業等における事業執行状況については、地方自治体が責任を持って管理するものと考えている。

地方自治体においては、事業の執行状況を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に基づき、年度終了実績書等を提出しており、国に対して法令等に定められた手続きを遵守しその責務は果たしているところである。

国土交通省所管の補助事業等の契約状況に係る①地方整備局会計課からの依頼並びに②地方整備局道路部からの依頼、③総務省自治財政局による「公共事業等の事業計画及び事業執行状況等に係る調査」及び④内閣府による予算執行状況調査（契約時期見込み等）については、回答内容に重複する事項も多いと考えている。関係省庁で十分に調整の上、必要性が低い調査については廃止するなどの抜本的な見直しを求める。その上で、調査が必要と考える場合にあっては、地方自治体への調査の依頼は最小限かつ最低限のものとし、地方自治体より他府省庁等へ報告済みである事項及び数値等については、他府省庁間で十分調整の上、地方自治体には改めて報告を求めないことを重ねて求める。また、特に②の調査については、①で回答しているものを再度回答するものであり、調査の必要性は低いと考える。

第1次回答においては、いずれの省庁においても前向きな御回答をいただいていることから、関係省庁で調整の上、上述の求めについて、具体的な措置内容や検討スケジュールなどご教示いただきたい。

なお、財務省からの回答については、「公共事業等施行状況調査」に対する指摘ではなく、類似した各府省庁の他調査に対しての指摘である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【広島市】
本市としては、財務省の認識のとおりと考えています。

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

【内閣府】
今後の調査にあたっては、各省に対して既存調査の結果の活用が可能であることを周知する等、地方公共団体の負担に配慮した効率的な調査方法を引き続き検討し、実施してまいりたい。

【総務省】
本調査は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において「公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表する」と明記されていることを踏まえ実施しているもの。今後もこれらの内容を満たすことができるよう継続して調査を行うことが必要であると考えている。
本調査の結果については、今回の提案を踏まえ、関係府省庁に対し、その求めに応じて提供することが可能である旨共有したところ。
本調査については、令和3年度に簡素化を図ったところであるが、今後とも簡素化に向け、調査の見直しを検討してまいりたい。

【財務省】
第1次回答を踏まえた提案団体及び追加共同団体からの見解の通りと認識している。

【国土交通省】
各地方整備局に対して、次回の調査以降、各地方整備局会計課からの依頼で既に把握している調査項目について重ねて調査を行わないよう、当該項目が記入された調査様式を使用する等の効率化を実施するよう周知を行う。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総務省自治行政局住民制度課を事務局として実施された「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」において検討された「プッシュ型通知」を実現すること

具体的な支障事例

【現在の制度】

地方税のうち、固定資産税・自動車税等本人からの申告を伴わない「賦課税目」については、課税庁において住所、氏名等の「本人確認情報」を住民票等の公簿情報で把握した上で、納税通知書の発送等を行う必要がある。その際、都道府県では最新の公簿情報を保有していないことから、主に住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）により取得しているが、現行の法令では公簿情報は国・地方団体等からの求めに応じて提供することとされており、異動の有無を把握するために最新の公簿情報を都度請求している。

【支障事例】

(1) 納税者からの申請受付時に本人確認を行う際、都道府県が把握している住所情報と異なる場合は、住所履歴を確認する等納税者・都道府県双方に手間が生じる。

(2) 上記に関連して、納税者情報が最新のものでない場合、納税通知書の郵便返戻が多発し（都の固定資産税約 1.4 万件/年、自動車税（種別割）約 1.2 万件/年等）、住所調査業務等の負担が生じている。そのほかの滞納整理事務等と合わせて、都では年間数万件の住民票の公用請求を区市町村に対して行っており、都道府県・区市町村双方に作業負担が生じている。

(3) 都道府県の税務システム等においては、納税者情報とマイナンバーの紐づけがなされず、住所等も自動では更新されないため、同一人物がシステム内で別人として扱われる結果、納税者は庁内の複数部署から、同一内容の書類（戸籍謄本、口座情報等）を提出するよう要求されるケースが発生している。

(4) 市町村の固定資産税課税事務等においても、いわゆる「住登外」（納税義務のある自治体と住民登録のある自治体が異なるケース。）の納税者に対して、最新の公簿情報を取得できない点は都道府県と同様である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県においても最新の公簿情報を取得できることで、納税者の利便性向上と行政の効率化が実現するほか、納税者情報とマイナンバーの紐づけが容易になることで、バックオフィス連携によるワンスオンリーへの対応や現在総務省のWGで議論を進めている処分通知（納税通知書等）の電子化等、行政のデジタル化を強力に推進することができる。

また、この制度改正は都道府県のみならず区市町村における「住登外」への対応に活用でき、全ての地方公共団体に対して効果が見込まれる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、大田原市、今治市

○当市においては、固定資産税等の納税義務者が市外に居住している場合（住登外）、本人等からの届出により住所変更等を知ったときには、住所地の自治体に住民票等の公用請求を行って適正な宛名情報の管理に努めているため、確認までに時間を要し、かつ相手方と当方双方の職員の負担になっている。また、本人等からの届出が無い場合には、死亡等の事実も把握できないため、マイナンバーの紐づけにより最新の情報を取得することができるようになれば、宛名情報の管理だけでなく、納税通知書等の返戻に係る業務負担も軽減される。

各府省からの第 1 次回答

住民基本台帳ネットワークシステムには、即時に本人確認情報の照会が可能な機能、複数の対象者の本人確認情報の一括照会が可能な機能、氏名・生年月日・性別・住所の 4 情報からマイナンバーを照会する機能等が実装されており、いずれの支障事例についても対応可能と考えられます。なお、ご提案については、ニーズや費用対効果などを踏まえて検討されるべきものと考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、御提案時にお示した支障事例の対応について補足します。(1)にある納税者を窓口で待たせる対応は年間数千件発生し、納税者に不便な上、地方自治体にはその都度住基ネットを検索を行うため大きな負担であり、(2)は東京都では、あて名情報の更新は一括照会機能を使っても確認作業が必要なため毎月 40 万件程度が限界であり、1,000 万件以上の更新には 2 年以上かかることから納税通知書発付前の更新が困難なため返戻の発生抑止ができず、この返戻対応だけでも年間 1,000 時間以上の削減効果が期待でき、(3)は総務省自治税務局事務連絡にて課税情報等とマイナンバーとの積極的な紐付けを求められているが、紐付け作業は住所の表記ゆれ等で機械的に行なえず、確認作業に手間がかかっています。

以上のことから、実装されている機能は支障事例の解消に資するものではないため、改めて「プッシュ型通知」の導入を求めます。

また、令和 3 年度の住民基本台帳制度のあり方検討会報告書において「住基ネット利用機関のニーズや費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を深める必要がある」とされていますが、支障事例の解消のほか、納税者情報とマイナンバーの紐付けが適切に行われることで、バックオフィス連携によるワンスオンリー対応の実現による納税者の利便性向上や、作業時間の削減による行政の効率化に寄与することから、ニーズや費用対効果があるものと考えます。加えて、地方税においては処分通知の電子化など行政のデジタル化を強力に推し進めることにも繋がります。なお、導入に向けては先日公表されました、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にある公共サービスメッシュによる情報連携の枠組みのなかで、住基ネットのプッシュ型サービスの実現が行われることを期待しています。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現在の住民基本台帳ネットワークシステムは、個別の照会に応じて回答するものであり、「プッシュ型通知」の機能は実装されていない。令和3年の検討会で、国の機関等のニーズは報告されており、地方三団体ヒアリングを含めて、地方自治体のニーズも明らかになっていることから、短期的に見たときに費用対効果の面で課題があるとしても、将来を見据えて、中長期的には、セキュリティを確保できる方策を検討し、「プッシュ型通知」が実装できるよう、検討を進めていくべきではないか。

今後の検討の方針、スケジュールを工程表等で具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

- ・住基ネットのプッシュ型通知の実現に当たっては、プッシュ型通知対象者を特定するために、対象者のマイナンバーを取得することが必要となること
- ・マイナンバーの取得により、現行の住基ネットにおいても最新の納税者情報の取得が可能となり、支障事例に関して一定の負担軽減が図られる見込みであると考えられること

以上のことから、本提案については、提案団体におけるマイナンバー取得後のニーズ、全体の費用対効果などを勘案した上で、検討されるべきものと考えます。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(12)住民基本台帳法(昭42法81)

(i)住民基本台帳ネットワークシステムからの本人確認情報(30条の6第1項)の提供については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、照会件数の上限に係る柔軟な対応について、地方公共団体に説明会を通じ令和6年中に周知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

71

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

年賀寄付金配分事業申請に係る都道府県知事等の意見書の添付を不要とすること

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

お年玉付郵便葉書等の寄付金による助成を受ける団体が申請をする際の添付書類として提出が求められる都道府県知事等の意見書の提出を不要とする。

具体的な支障事例

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令では、団体が助成申請をする際の添付書類として、都道府県知事等の意見書の提出が求められている。

①意見書には、申請団体の事業内容が、法律に定める10の事業に該当する旨を記載することとなっているが、申請書類中の定款等を確認することで、日本郵便が判断できる内容であると考えられ、実際に日本郵便において適格性の審査を行っている。また、配分団体の決定等の認可をする総務省においても、法第11条に基づき事業を所管する大臣に協議を行うこととなっている。申請の適法性の確認を目的とした手続きが重複しており、都道府県知事等が意見する必要性に乏しい。

②意見書には、申請団体の事業実施に関する経験や信頼度等について記載を歓迎となっているが、民間による自発的な社会貢献活動について、行政が評価することは難しい。

③実情として、日ごろから県と関わりのない団体からの申請が多いため、団体からすると行政の窓口がどこかわかりづらい。また、各事業担当課において事業内容等の聴取に時間を要し、申請を断念する事例が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

団体は、都道府県知事等の意見書が不要とされることで、申請が促進される。

根拠法令等

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令第2条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令第2条第2項で「都道府県知事の意見書」を求めている理由は、日本郵便が選定し、また、総務大臣が認可するに当たって、配分申請団体の目的、事業内容等、また配分申請団体の行う事業がお年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄付目的に合致しているかを適正かつ容易に審査できるようにするためである。

したがって、各事業分野における国の方針に反するものでないか等を確認するための事業所管大臣への協議とは目的・理由が異なり、重複するものではない。

意見書については、都道府県において把握できる範囲の情報に基づき作成いただくことを想定しており、具体的には、

- ・当該団体に対し都道府県から業務委託や助成等が行われているなど、都道府県の施策と関連する事業について本件申請がされている場合には、その事情も踏まえて事業の必要性や課題・当該団体の事業実施状況等についての意見を、

- ・それに当たらない場合は、当該団体の事業の種類について、都道府県に届け出られた定款等の書類により確認したという旨を、

記載していただくことを想定している。

なお、日本郵便は、意見書の作成例やQ&Aを同社 HP に掲載すること等により意見書のスムーズな発行・取得をサポートしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

意見書を求める理由については第1次回答にてお示しいただいたところだが、民間の事業者である日本郵便が行う事業に対して、「都道府県知事等」の意見書を必要としている理由についてもご教示いただきたい。

1次回答では、「都道府県から業務委託や助成等が行われているなど、都道府県の施策と関連する事業について本件申請がされている場合」について、申請団体が都道府県の施策と関わりがあることを踏まえて事業の必要性や課題・当該団体の事業実施状況等についての意見を記載することを想定していると回答をいただいたが、日本郵便のQ&Aによれば、都道府県知事等の意見書において、こうした意見は必須ではなく、申請団体の事業内容及び申請事業の種別が法律に定める10の事業のいずれかに相当することについて意見するとされており、申請団体が都道府県の施策と関わりがあることを踏まえての都道府県意見は、年賀寄付金配分の決定に影響するものではなく、日本郵便においても申請団体から提出された定款等で申請事業の内容や種別を確認できると思われる。

また、「それに当たらない場合」については、日本郵便においても申請団体から提出された定款等で事業の種類を確認でき、都道府県知事等の意見書を必要とする理由がない。

以上のことから、都道府県知事等の意見書は添付不要とするよう再考していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

年賀寄付金配分事業申請に係る都道府県知事等の意見書の添付については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止するべきである。

各府省からの第2次回答

日本郵便は、郵政民営化法等に基づき設立された法人であり、その目的を達成するため実施すべき業務が日本郵便株式会社法等に規定されており、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等の（同法に定める事業を行う団体への寄附金配分を前提とした）発行も同法に規定されているものである。

日本郵便が行う当該業務に係る事業に対して都道府県知事等の意見書を求めている理由は、当該業務の適正な実施を確保するためであり、具体的には、第一次回答のとおり、日本郵便が選定し、また、総務大臣が認可するに当たって、配分申請団体の目的、事業内容等、また配分申請団体の行う事業がお年玉法に規定する寄付目的に合致しているかを適正かつ容易に審査できるようにするためである。

また、第一次回答のとおり、意見書については、都道府県において把握できる範囲の情報に基づき作成いただくことを想定しており、具体的には、

① 当該団体に対し都道府県から業務委託や助成等が行われているなど、都道府県の施策と関連する事業に

ついて本件申請がされている場合には、その事情も踏まえて事業の必要性や課題・当該団体の事業実施状況等についての意見を、

② それに当たらない場合は、当該団体の事業の種類について、都道府県に届け出られた定款等の書類により確認したという旨を、

記載していただくことを想定しており、実際に①のような意見を提出していただく都道府県等がある中で、日本郵便においても、その内容を加味して選定しているところ、意見書の添付不要とした場合、都道府県等が特に①のような意見を提出することができなくなるとともに、日本郵便及び総務省もそのような意見内容を把握することができなくなる。また、①や都道府県に届け出られた定款等の書類で確認した旨の意見書によって、当該団体の事業の種類の確認を適正かつ容易に行うことができる。

したがって、意見書の添付を不要とすることは適当でないと考える。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(5)お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭24法224)

年賀寄付金配分事業の申請に係る都道府県知事の意見書(施行令2条2項)については、その作成に係る都道府県の事務負担を軽減するための方策について整理するなど、運用を見直し、都道府県に令和5年度中に通知する。その上で、令和6年度の改善状況を検証し、必要に応じて、更なる見直しに向けた検討を行い、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

91

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

条例公布時の長の署名における電子署名による方法の追加

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

条例の公布の際の長の署名について、地方議会における会議録の例と同様に、電子署名による方法も可能とするよう関係法令の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地方自治法第16条第4項は「当該普通地方公共団体の長の署名(略)は、条例でこれを定めなければならない。」としており、条例公布時には長の署名が必要となるが、ここでいう「署名」とは自署をいうとされ、電子署名は認められていない。

なお、地方議会については、電磁的記録で作成された会議録への電子署名が既に認められている状況である(地方自治法第123条、地方自治法施行規則第12条の2の2)。

【支障事例】

当市では、原則として、文書事務を文書管理システムを用いて電子的に行っているが、条例公布に係る事務については、長の自署を要することから、紙を併用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない状況である。(当市において、当該システム上で電子的に処理が完結できない唯一の事務手続となっている。)

地方公共団体には、デジタル社会形成基本法第14条において、「基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務」が課されているとともに、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】総務省 令和4年9月2日」において、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められているところ、条例の公布に係る事務手続については、これらの責務や要請に十分応えることが困難な状況と考えられる。

【支障の解決策】

条例公布時の長の署名について、自署による方法だけでなく、電子署名による方法が認められれば、当市では、システム上で処理を完結することが可能となり、完全な電子化が行えることとなる。

【制度改正の必要性】

当市では、年間56件(令和3年度実績)の条例の制定改廃に係る公布を行っているが、条例の公布は、全国に約1,800ある地方公共団体全てで行われる手続であり、全国的な影響は大きいものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の効果】

デジタルガバメントの実現が求められる中で、条例公布の際の長の署名に関し、電子署名による方法が認められれば、条例の制定改廃に係る公布の事務手続を電子的にシステム上で完結させることが可能となり、業務の効率化につながる。

なお、当市においては、文書管理システムによる文書起案に関し、紙を併用しない完全な電子化が実現できることとなる。

根拠法令等

地方自治法第 16 条第4項、公告式条例準則及び地方自治法第一六条関係質疑応答集送付について(昭和 25 年7月 14 日自行発第 129 号 各都道府県総務部長あて地方自治庁行政課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形県、福島市、埼玉県、加須市、府中市、兵庫県

○当県でも、文書の管理は、文書管理システムでの電子的管理が原則となっているが、条例公布に係る事務については、長の自署を要することから、紙の併用による処理を行っている。

現在の文書管理システムには電子署名を付す機能がないため、電子署名による方法が認められた場合でも、直ちに完全な電子化が実現できるわけではないが、令和7年度稼働予定の次期文書管理システムには電子署名の付与機能が供えられる予定である。条例公布時の長の署名について、電子署名による方法が認められれば、システム上で処理を完結することが可能となり、電子化が実現できる。

○現在、当市においても、文書事務は文書管理システムを用いて電子的に行うことを原則としているが、条例公布に係る事務については、地方自治法第 16 条第4項の規定により、長の自署を要することから、紙を併用せざるを得ず、電子的に処理ができない状況にある。

各府省からの第 1 次回答

地方自治法第 16 条第4項に規定する長の署名(自署)は、①公布されるべき条例の原本を確定させる機能と、②将来にわたって条例原本の真正性を確保する機能を有するものと考えている。これらは国においても概ね同様であり、憲法第 74 条の規定により法律・政令に内閣総理大臣等が署名するほか、その公布文には御名御璽と内閣総理大臣の副署が記されている。

条例は、類例として提示されている地方議会の会議録とは異なり、特に刑罰を含めて住民に義務を課し、又は権利を制限する地方公共団体の自主立法という性格を有するものである。

したがって、その原本の真正性に関し、全ての住民が確認可能であることが要請されることから、現行の自署が果たす機能を電子署名が代替し得るのかという点については、上記の法律や政令における署名等の取扱いを踏まえて、慎重に検討する必要があると考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市の提案は、デジタル化が進展する中であって、地方自治法第 16 条第4項の長の署名について、時代に合わせた手続として電子署名による方法についても追加することを要望するものであって、署名という手段そのもののや署名が有する機能を変えようとする考えは全くないものである。

第1次回答では、条例原本の真正性に関し、全ての住民が確認可能であることが要請されるとある。この点に関して、条例原本の真正性に係る住民の確認の手段としては、情報公開条例に基づく行政文書の開示が考えられるが、電子署名が付された電磁的記録である行政文書については、その態様を踏まえて開示されることとなる(例えば、電子署名が付された電磁的記録を記録媒体に複写したものを交付する等)ことから、原本の真正性に係る住民の確認においては、特段の支障はないものと考えられる。

国では、デジタル社会の実現に向け、アナログ規制の横断的な見直しを進めている。これは、アナログ規制の多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とするものであって、デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっていること等から、見直すものと認識している。条例公布時の長の署名に関しては、まさにデジタル技術の登場以前に確立されたもので、電子署名による方法を認めることは、この方向にも沿うものである。については、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第 2.0 版】総務省 令和4年9月2日」に示された「デジタル技術の活用による業務効率化」実現に向け、本件の前向きな検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島市】

条例原本の真正性について重要であることは十分認識するところである。
そのうえで、自治体DX推進の取り組みと原本の真正性の担保をいかに両立させるか、前向きに検討すべきものとする。

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、特に刑罰を含めて住民に義務を課し、又は権利を制限する条例の原本の真正性に関しては、全ての住民が確認可能であることが要請される場所、電子署名については、当該電子署名が有効なものであるかどうかの確認を、当該確認をしようとする者が安全なネットワークを利用して当該電子署名に係る失効情報等の提供を受けることにより行うものであり、全ての住民が容易に確認できる方法ではなく、また、住民に負担を課すものであることから適当ではない。なお、提案団体が指摘する方策（電子署名が付された電磁的記録を記録媒体に複製したものを交付する）については、電子署名が付されているということは確認可能であるが、その電子署名が有効なものであるかは確認できず、条例原本の真正性を確保する機能は果たされないという問題がある。
したがって、現行の自署が果たす機能を電子署名が代替し得ないことから、提案は実現困難と考えている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報連携項目の追加

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定に関する事務手続において、対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「本人該当区分:同一生計配偶者」について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。

具体的な支障事例

保育料の決定(教育・保育給付認定、施設等利用給付認定)に関する事務手続において、対象者の住民税課税情報をマイナンバーによる情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトでは、「本人該当区分:同一生計配偶者」が取得できない。
市民税のかからない被扶養者は税の申告義務がなく、マイナンバー連携では連携項目が限られるため必要な情報が得られない。そのため、申告義務がないにもかかわらず、算定のため、被扶養者には、税申告や紙の課税証明書の提出を行ってもらう必要がある。算定のため課税証明書の提出がされない場合、技術的助言(自治体向け FAQ)のとおりいったん利用料を最高階層とするが、住民はマイナンバーの提出で税情報を提供している認識であり、住民の理解を得られない。
被扶養者のうち同一生計配偶者であれば、所得割非課税(収入 100 万円まで)もしくは収入 100~103 万円に該当する所得割課税額であると推定することができ、より実態に近い階層区分で利用料を決定することができる。(※技術的助言(自治体向け FAQ)では、推計による保育料決定が認められている)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民にとっては税申告の手間や紙資料の提出などがなくなり住民のサービスが向上するとともに、保育料が最高階層にならず経済的な負担がなくなる。
また、市町村にとっては手続きの簡略化、事務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 19 条第 8 号、別表第 2 の 116
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号)第 59 条の 2 の 2
子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条~第 30 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、沼津市、小牧市、草津市、大阪市、枚方市、熊本市、鹿児島市

○当市ではマイナンバーによる情報連携が必要となるケース(保育料算定年度、市外に居住している場合)は、必ず保護者に課税証明書の提出を求めている。
○当市でも同様の事例があり、保護者に対し、税申告や課税証明を依頼し、保護者の負担となっている。
○同一生計配偶者の欄がないため、課税証明書等の添付書類が必要となってしまう。
○近年、各種福祉、子育て、就学関連の施策において、一般的な所得証明書の記載事項を超える該当要件(課税標準、税額控除等の額、本人該当区分など)を用いる事案が増えているが、本件に限らず、情報連携ができないケースにあつては、引き続き所得証明書の提出が求められるため、記載事項の追加依頼などの対応に苦慮している。また、本来、市町村の事務でこうした項目を必要とする場合は、申請者に証明書提出の負担を求める手法ではなく、本提案のとおり、本人の同意(マイナンバーの提出等)に基づき、事務の所管部局が情報連携により必要な調査を行うことが妥当であると思料することから、提案事項に賛同する。
○マイナンバー照会をしても照会結果が不明のため、保護者に課税証明書の提出を求めたり、他自治体に問い合わせをしたりと、保護者にとっても自治体にとっても事務処理の負担や経費の負担が大きくなっている。

各府省からの第1次回答

地方税関係情報に係る情報連携については、連携する情報に関して、全国統一で当該情報を必要とする明確な根拠が必要とされており、かつ、当該情報連携により必要な情報を得られることが明白である必要がある。「同一生計配偶者」については、地方税情報上本人該当区分が同一生計配偶者に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないため、「同一生計配偶者」は、未申告者か市町村民税非課税者かの判別のために必要な情報が得られるとは限らず、全国統一で必要な情報が特定できないため、連携項目として設定することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省の回答では、連携項目として設定することが困難である理由として、『「同一生計配偶者」については、未申告者か市町村民税非課税者かの判別ができないため』と記載されているが、提案書に記載のとおり、「被扶養者のうち同一生計配偶者であれば、所得割非課税(収入100万円まで)もしくは収入100～103万円に該当する所得割課税額であると推定することができ、その結果、保育料は決定できる」ことから要望しており、「市町村民税非課税者かの判別」のために提案しているものではないことから、関係府省の回答は論拠に乏しいと考える。
なお、「未申告者について、推定によって保育料を決定すること」は、こども家庭庁(当時、内閣府)による技術的助言(自治体FAQ)に則ったものである。
また、子ども・子育て支援事務の処理を行うシステムの標準仕様書(基本データリスト2.0版)では「控除対象配偶者」が管理項目となっている。標準仕様書は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が全国統一で必要な機能等について仕様を定めるものである。このことから、子ども・子育て支援事務における「控除対象配偶者」の情報は、全国統一で必要であることは明らかと考える。
当市では、マイナンバーを提出しているにもかかわらず、行政側で必要な情報が得られないことについて市民から毎年のようにご意見をいただいている。国が定める必要項目にもかかわらず行政側で情報を得られないことは、DX推進の支障となっていることから、国が主導し一層のDXを進めるこのタイミングで、解決すべき課題であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】
FAQには「利用者負担額を決定するために必要な税情報や必要書類の提出がない場合、その他の資料等から当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得を調査又は推定していただくことが適当」となっており、また、利用者負担額の遡及適用についても(国の給付額の精算基準としては)遡及は行わない取扱いであることから、少しでも実態に近い階層区分で賦課決定するための情報として必要な情報と言えるのではないのでしょうか。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案自治体の要望に従い、税情報連携項目に同一生計配偶者の情報を追加したとしても、それにより把握することができるのは、その者が同一生計配偶者であるということに留まる。同一生計配偶者となっている者であっても、その者が同一世帯に含まれるか否かや、市町村民税非課税者等収入 103 万円以下の者に該当するか、あるいは納税額の未申告者であって、実際の収入が 103 万円以下ではない者に該当するのかを判別することはできず、同一生計配偶者の情報を連携することによって保育料の算定に必要な同一世帯の情報を過不足なく得られるようになるとはいえない。

また未申告者の保育料の推定による算出が認められたり、他の情報を組み合わせることにより、全ての同一生計配偶者の保育料を推定できるようになることは、あくまでも事実上の取扱いに過ぎず、全国统一で当該情報を必要とする明確な根拠があるともいえない。

よって、当該地方税情報の連携に関して必要な情報が得られることが明白であり、かつ、全国统一で当該情報を必要とする明確な根拠があるということとはできず、要望に対応することはできない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し(再エネ電力の調達契約の適用除外化)

具体的な支障事例

資源エネルギー庁など国も呼びかけている再エネ電力の地産地消を進めるため、当市の公共施設に市内産の再エネ電力を導入しようとしているが、「政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)」では産地の指定を禁じていることが障害となっている。そのため、再エネ電力の調達について適用除外化を求める。

※なお、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」においては、中核市の経営する電力事業に係る調達契約のみ WTO 特定調達の適用除外とされている。

第五次環境基本計画(平成30年4月17日策定)の「重点戦略設定の考え方」においては、持続可能な地域づくりとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すとしており、例えば、地域におけるバイオマスを活用した発電・熱利用は、化石資源の代替と長距離輸送の削減によって低炭素・省資源を実現しつつ、地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった経済・社会的な効用をも生み出すとされている。

また、同計画において、環境保全に係る各種施策の基盤となる施策としても、持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進に向け、自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されたことを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進めるとされている。

第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会(第3回:令和5年2月13日)においても、第五次環境基本計画の中で謳われていた「地域循環共生圏」の考え方を引き継ぎ、エネルギーの地産地消やレジリエンスの強化などの検討を行っているところと聞いている。

「地方公共団体における分散型エネルギーインフラ事業の実現に向けたハンドブック(令和2年11月)」においても、分散型の地域エネルギーシステムを構築することで、持続可能な地域社会を目指すとしている。

都道府県財政課長・市町村担当課長会議(令和5年1月23日開催)で総務省自治財政局長が、「自治体のエネルギー、今、エネルギーが高くなっている、自分たちでつくり、省エネ、なるべく自分たちで地産地消で賄うという方向にかじを切ってもらいたいというのがわれわれの意図だ。」とも発言されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

再エネ電力の地産地消を促進し、自立・分散型エネルギーシステムの構築に寄与することによる、持続可能な地域づくりへの貢献(再生可能エネルギーの普及拡大、脱炭素社会の実現、地域雇用の創出、災害時レジリエ

ンスの強化等)

根拠法令等

政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、盛岡市、相模原市、山梨県、浜松市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

WTO政府調達協定を含む我が国が締結済みの国際約束は、他の締約国との間で合意したものであり、我が国はその内容を遵守する国際法上の義務を負っている。その誠実遵守は憲法上の要請でもある(98条2項)。我が国が締結した国際約束を国内的に実施するため、特定調達契約に関し、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を定めることができないことについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の特例として規定しており、また、産地の特定の禁止については、自治省行政局行政課長通知(平成7年自治行第84号)において地方公共団体に対し技術的な助言を行っているところである。御提案の趣旨は、WTO政府調達協定等の対象となる特定調達契約の範囲から、「再エネ電力」を除外することを求めるものであるが、当該調達契約の範囲については、我が国が締結済みの国際約束に基づいて定められたものであるため、我が国の一存で変更することができるものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第6次エネルギー基本計画において地産地消型の再生可能エネルギーの普及が謳われているとともに、地域に賦存する再生可能エネルギーの地産地消は、災害時のエネルギーの安定供給の確保や地域活性化の観点からも重要である。自治体で利用するエネルギーは地元産の再生可能エネルギーで賄う方向にかじを切るというのが国の施策と捉えているが、電力の調達において産地の特定ができないことは、その施策との整合が図られていない。第1次回答では、この点に言及されていないため、国の施策としての地産地消型の再生可能エネルギーの推進という観点を踏まえ、改めて御検討いただきたい。国際的な脱炭素化の流れも受け、再エネ電力も含めた電力調達に関しては、WTO政府調達協定等自体の変更の提案又は解釈の見直しを検討すべきと考える。国際約束に基づくものでも協定内で変更の提案が認められているところ、変更の提案ができないと判断されるのであれば、その理由を御教示いただきたい。

また、協定等の変更が難しいのであれば、解釈の見直しによる対応の可否も御検討いただきたい。例えば、平成7年制定時から平成31年改正前までの地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条では「特定地方公共団体の経営する電気事業に係る調達契約」が、現在の第3条では「中核市の経営する電気事業に係る調達契約」が適用除外とされているが、これらを適用除外とすることが可能だった根拠・検討経過を御教示いただきたい。もし限定的な条件を付すことで適用除外とすることが可能であれば、条件付けの工夫で再エネ電力を適用除外とすることも検討できるのではないかと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

世界貿易機関(WTO)政府調達協定(GPA)を含む我が国が締結済みの国際約束は、締約国間で相互に合意

されたものであり、我が国はその内容を遵守する国際法上の義務を負っている。その誠実遵守は憲法上の要請でもある(98条2項)。

協定の内容の変更を提案することが認められている場合であっても、そのことは我が国の一存で義務の範囲を変更できることを意味するものではなく、締約国間で新たな合意に至る必要があり、変更の提案を行うことは政府全体として慎重に検討する必要がある。なお、我が国は、GPAの規律をすべての物品(WTO協定上、電力は物品に該当)の調達について適用することを明確に約束していることから、電力の調達に関して地域要件の設定を可能とするとの変更を解釈の見直しによって行うことはできない。

なお、例として示されている、現行の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)において「中核市の経営する電気事業に係る調達契約」が適用対象とされていない経緯は、以下のとおりである。

まず、GPAにおいて①中核市の調達は適用対象とされておらず、また、②都道府県及び政令指定都市が行う「発電、送電又は配電に関連する調達」(すなわち電気事業に係る調達)は対象とされていない。このGPAを遵守するため、協定内容を担保する特例政令が平成7年に制定された際には、当然、中核市の調達は適用対象になっておらず、都道府県及び政令指定都市についても電気事業に係る調達は対象とされていなかった。

その後、平成30年に日EU経済連携協定(平成31年に発効)が締結された。当該協定においては中核市の一定の調達が内外無差別ルールの対象となるとともに、都道府県及び政令指定都市の電気事業に係る調達が対象とされた。GPAに加えてこの協定を遵守するため、協定内容を担保する特例政令が平成30年に改正され、中核市が行う調達についても一定の規律の対象として規定するとともに、都道府県及び政令指定都市の電気事業に係る調達についても対象とされることとなったものである。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことに係る歳入歳出外現金の対象範囲の拡大

具体的な支障事例

学校給食費(以下、給食費)については、学校ではなく地方自治体が徴収・管理を行うことによる教職員の負担軽減などを目的として、文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が通知されている。同通知では、給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金(以下、学校徴収金)についても徴収・管理などを地方自治体の業務とすることなどを求められているが、全国の地方自治体では、給食費については公会計化を行うことで地方自治体による管理・徴収が進んでいるものの、学校徴収金については地方自治体による徴収・管理の事例は多くなく、公会計化を行った事例はほとんどない。

そのような状況の中、当市では、学校現場の負担軽減や会計の透明性向上、市民サービスの向上などを目的に、令和7年度の給食費の公会計化を目指して検討を進めているが、一方、学校徴収金については、公会計化等の検討は様々な課題があり、他都市と同様に進んでいない。

給食費の公会計化の制度設計を進める中で、これまでと同様に給食費とあわせて学校徴収金を保護者から地方自治体の口座へ一旦入金してもらうことを想定していたが、地方自治法第235条の4の規定に基づくと、学校徴収金については地方自治体が保管することができず(地方自治体の口座へ入金できない)、給食費とは別に保護者が学校長口座へ直接入金する仕組みとせざるを得ないことが課題として指摘されたところである。このままでは給食費の公会計化により、給食費と学校徴収金それぞれについて保護者に口座振替の手続きを二重で求める仕組みとせざるを得ず、また、これまで行っていた一括での口座振替・入金ができなくなるなど、市民サービスの低下につながる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

給食費と学校徴収金について、地方自治体があわせて法的根拠に基づき徴収・管理することが可能となり、保護者はこれまでどおり、給食費と学校徴収金を一括で口座振替等により支払うことができる。これにより給食費の公会計化による市民サービスの低下を防ぐことができる。

また、こうした市民サービス低下の懸念から給食費の公会計化に踏み切れなかった地方自治体が公会計化を進められるようになり、学校・教職員の負担が軽減されるほか、子ども達に向き合う時間の確保や新たな教員の確保促進につながることで、持続可能な教育体制の構築に寄与する。

根拠法令等

地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の7、地方自治法施行規則第12条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、羽後町、茨城県、千葉市、相模原市、浜松市、岡山県、熊本市

○当市については令和6年4月より学校給食費を公会計化する予定。学校徴収金に関しては今後公会計化を検討していくことになるが、地方自治法第235条の4により、学校徴収金を地方自治体の口座へ入金できないことから、保護者に口座振替の手続きを二重に求めることになってしまうため、制度を改正しない以上、課題が残ってしまう形となる。

○給食費は公会計化、学校徴収金は私会計のため、口座振替依頼の申込はそれぞれに記入いただき、提出をお願いしており、保護者は同様の書類を二重に記入する必要がある。

各府省からの第1次回答

保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。

なお、必ずしも保護者に口座振替の手続きを二重で求める必要はなく、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から地方公共団体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体もある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

学校給食費以外の学校徴収金の公会計化は、全国的にほとんど進んでおらず、既に公会計化した自治体でもその対象は教材費など一部にとどまっているのが現状である。教材費などを公会計化している先行事例はあるものの、システム開発などの自治体の負担に加え、保護者から個別に承諾を得る手続や、学校側には計画書を提出させる手続が必要となるなど、それぞれに負担が生じているとみられる。また、学校徴収金の多くは、保護者が直接購入すべき物品等を学校が代行して購入しているものであるという特性（自治体の所有に属するものというよりは、保護者からの預かり金に近い）がある。加えて、学校徴収金の中には、修学旅行積立金のような保護者の納付年度と実際の支払年度が異なることで公会計化する扱いの妥当性に疑義が生じるものもある。このような状況の中で、本提案により学校徴収金の保管の法的な位置づけの明確化や、より迅速に教職員の負担軽減や保護者の利便性向上などが実現できると考えられるため、検討を強くお願いしたい。

また、銀行と自治体が連携して保護者口座から自治体口座と学校長口座に振替えている事例は承知しているが、対応可能な銀行は多くないと聞いており、指定金融機関が対応できない場合、指摘の方法では一括徴収ができない。金融機関以外にも収納代行業者により、一括で徴収する方法もあるが、委託料等のコストが高く、全国で広く導入することは困難と考える。いずれの手法にせよコスト面での自治体負担が多く生じる一方、本提案が実現した場合、一括徴収にかかる自治体負担がかなり抑えられると考える。

加えて、上記を踏まえ、地方自治法を所管する総務省としてどのような対応を検討していただけるのか具体的に示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

学校給食費以外を含め学校徴収金を公会計化すべきとの主張であるが、地方自治体において学校徴収金の公会計化が進んでいない理由について、どのように認識しているのか。

提案団体の声を聞くと、特に学校給食費以外の様々な学校徴収金について、公会計化の取組を進めるための具体的な指針（例えば、学校徴収金の種目別に公会計化できる根拠を整理したものなど）が示されていないことも、地方自治体において公会計化が進んでいない要因と考えられる。

実態把握を通じて学校徴収金の公会計化が進んでいない理由を分析した上で、上記の指針を含め地方自治体

への一段の支援策を検討すべきではないか。

また、学校徴収金のうち公会計化の整理になじまないものについても、保護者や学校現場の負担軽減の観点から、地方自治体が適切に徴収・管理できるよう、総務省と連携し、歳入歳出外現金化も検討すべきではないか。金融機関又は収納代行業者との委託契約により口座振替する方法は、決済手数料等の負担や対応できる金融機関等が限られているといった一定の要件があることから全国的に対応できるものではないのではないかと考える。委託契約だけでなく、委託契約を実施しない際の学校徴収金の取り扱いを含めた学校徴収金の適切な方策についても、地方自治体に示すべきではないか。

文部科学省での検討の結果、公会計化の整理になじまない学校徴収金については、歳入歳出外現金化するために、学校教育法等の個別法令での対応が難しい場合には、文部科学省と連携し、方策を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省】

学校徴収金については、学校制度を所管する文部科学省において、中央教育審議会の答申も踏まえて公会計化に向けた取組を進めているものと承知しているが、学校徴収金の内容は様々であることから、必要に応じて地方自治法を所管する立場として検討を行ってまいりたい。

【文部科学省】

保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。現在、先行的に取組が進んでいる給食費については、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、公会計化の検討に向けた働きかけを実施しており、引き続きまずは給食費の公会計化を通じた負担軽減を図っていく予定である。

また、給食費以外の徴収金についても、公会計化に向けた取組を進めるべきと考えており、各地方公共団体の取組状況や既に取り組んでいる地方公共団体の好事例を広く周知していくことを検討してまいりたい。

併せて公会計化の整理になじまないとの指摘のある、現在は学校徴収金の一部として取り扱われている例えば修学旅行費用などについては、保護者が学校を介さずにコンビニやインターネットを通じて業者に直接支払うことで、学校や保護者の負担を軽減している好事例もあるため、「全国の学校における働き方改革事例集」等をご参照いただきたい。

なお、ご提案の、保護者に口座振替の手続きを二重で求めることとなるとの課題については、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から地方公共団体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体も複数あることから、これらの好事例についても事例集等で広く周知していくことを検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(23)】【文部科学省(23)】

学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務

学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務については、地方公共団体や学校における実務の状況等を把握した上で、当該事務を適正かつ円滑に実施するための方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

署名用電子証明書の失効要件の緩和等

提案団体

特別区長会、郡山市、高知県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

現行制度では、住所異動等に伴い住民票の内容に変更があった場合、署名用電子証明書が失効するが、署名用電子証明書に住民票変更内容を自動的に反映すること等により、当該証明書に最新の住所等の情報が書き込まれている状態を担保しつつ、失効せずに引き続き利用することができるよう、失効要件の緩和及び住民票と署名用電子証明書を連動するためのシステム改修等必要な措置を講じていただきたい。

なお、昨年度において、マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能となるよう、他団体より提案があったところだが、当該議論に本件も併せて検討していただき、必要な措置を講じていただきたい。

具体的な支障事例

マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続きが増加しており、今後も増加していくことが想定される。この内、住所異動等に伴い、住民票の内容に変更があった場合は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条及び第15条の規定により、署名用電子証明書は失効することとなっている。署名用電子証明書が失効となった対象者については、再度窓口にて手続きを行わなければならない、手続きに係る負担が大きい。※当区では、住民票の内容変更に係る令和4年度窓口受付件数(署名用電子証明書失効対象)は、約48,000件である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住所異動等があっても署名用電子証明書が失効せず引き続き利用できるようになることで、再設定手続の必要がなくなるため、住民の利便性の向上、地方公共団体の事務負担軽減につながると考えられる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条、第15条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、盛岡市、宮城県、仙台市、羽後町、いわき市、小山市、前橋市、三郷市、千葉市、小平市、浜松市、豊橋市、半田市、高槻市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、井原市、東温市、八女市、熊本市、宮崎市

○署名用電子証明書を失効及び発行することにより、手続きの時間が長くなっている。暗証番号がわからない

場合は暗証番号の再設定手続きをすることになるのでさらに事務手続きが増えている。

○住民異動等について、マイナンバーカードを所持している方が待ち時間や手続きの負担が多く、またマイナンバーカードの取得率が上がるほど自治体の事務負担も増えている。

○当市では、住民異動により自動で署名用電子証明書が失効するところ、その認識を持たない住民が一定数存在しており、電子サービスを利用した際に初めて失効していることに気付くケースが散見される。そのため、署名用電子証明書が自動失効する理由及びマイナンバーカード関連手続の煩雑さ等に関するクレームが多発しており、対応に苦慮している。

○住所異動を代理人が行った場合、電子証明書の更新は、本人あるいは本人宛に送付した回答書がないと行うことができず、お客様の負担となっている。電子証明書と住民票を連動し、失効することがないような措置を講じていただくことで、窓口及びお客様双方の負担軽減に繋がる。

○併せて電子証明書一時停止解除時における署名用電子証明書失効の必要性についても、個人番号カードの一時停止時に署名用電子証明書の不正利用の可能性が回避され、安全性が担保されるため、当該失効要件の緩和について検討していただきたい。

○世帯員が複数の世帯が住民異動届出する際は、専らその世帯の代表者1人が来庁して手続きを行う。異動した世帯員全員がマイナンバーカード(以下「カード」という。)を持っている場合、住民異動届に伴い失効した署名用電子証明書の発行申請は来庁した代表者が行うことはできないことから、保有者が手続きすることとなるが、来庁していない場合は後日来庁を求め、代理人が手続きする場合は照会兼回答書の持参により再来庁を求める必要がある。カードの利便性への期待が上昇している昨今、カードを持っているが故、世帯員全員の来庁が必要になることへの理解や、カードを持っていないければ1回の来庁手続きで済んでいたところが、カード持っていることで再来庁が必要なケースが発生している等、手続き負担が増加している状況では住民理解が得にくい。

○署名用電子証明書の再設定自体は、スムーズにいけば1件5～10分ほどでできる作業ではあるが、手続きする市民が、署名用電子証明書の暗証番号を失念しているケースも少なくなく、その場合、暗証番号の再設定を行う必要があり、さらに10分程度の時間を要している。本提案が採用されれば、特に住民異動の繁忙期などに、相当の事務負担の軽減と混雑緩和が期待できる。

○マイナンバーカードの所有者が増加しており、住民異動等に係る署名用電子証明書の失効に伴う、新規発行の手続き件数が増加している。今後も人口の約8割りが所有するようになり、署名用電子証明書を利用するシーンが拡大すれば、一層の負担増となる。

○住所異動等に合わせ、署名用電子証明書が失効することによる事務負担は、市民、地方公共団体双方に大きいと考えられ、当市においても繁忙期における住民窓口の混雑の一因となっている。転入、転居の手続きの効率化やオンライン化の大きな足枷となっていると考える。

○具体例を挙げると、同一世帯の妻が夫のマイナンバーカードを持参し、券面記載事項変更を行ったが、署名用電子証明書については手続きができないということがある。この場合、市民へ「券面上の更新は終わっているが、署名用電子証明書は失効していること」を説明する必要があるが、また、市民からもなぜ一緒にできないのかとご意見をいただくことも多い。行政での負担減・市民の利便性増のためにも、失効要件の緩和及びシステム改修等の措置を講じていただきたい。

○せめて転居については失効しないように緩和していただきたい。また、オンライン化についても是非検討していただきたい。

○当市でも、マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続数が増加している。手続数の増加により、職員の事務負担の増加や来庁者の待ち時間の長期化といった影響がある。

○住所異動により署名用電子証明書が失効し、再発行に一定の事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

署名用電子証明書は、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の記録事項について、改ざんされないような措置が採られているため、住所異動があった場合も含めて、自動で住所を書き換えることができません。

したがって、住所異動等があった場合には、古い住所等が記録された署名用電子証明書は失効させ、新しい住所等が記録された署名用電子証明書を新たに発行する必要があるため、ご提案の「失効要件の緩和」については実現が困難です。

なお、ご提案の「マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能」については、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において「更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する」としているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民票の内容が変更されるたびに署名用電子証明書の新規発行手続きが必要となり、それに伴う暗証番号の初期化作業が必要となるケースが多数生じているが、当該作業などによる窓口での事務負担は国のマイナンバーカード取得促進に伴い年々増加しているところ、住民票の情報が変更された場合も署名用電子証明書を失効せず、当該情報のみ変更するなどの措置を講じることが事務負担軽減策として現実的であると考え。また、変更の際の窓口での本人確認は引き続き実施され、改ざん防止の措置はとられていることから、本提案の実現が困難であるとの回答は合理性がないと考える。

なお、マイナンバー交付率が上昇し、今後もマイナンバー関連の窓口件数は増え続けることが予想されることから、今回の回答にて実現困難とされた要因が技術的なものであるならば、システム改修等を含めた積極的な検討を改めて強く要望する。

また、「マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能」とすることについては、今後のマイナンバー更新時期を迎えることに伴う、市区町村窓口の負担増及び住民の利便性向上を十分に考慮の上、至急積極的な検討を要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能とすることについては、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえて、早急な対策を要望するとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

各府省からの第2次回答

署名用電子証明書は、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の記録事項について、改ざんされないような措置が採られているため、記録事項を書き換えることができません。

したがって、住民票の情報が変更された場合には、古い情報が記録された署名用電子証明書は失効させ、新しい情報が記録された署名用電子証明書を新たに発行する必要があるため、ご提案の「失効要件の緩和」については実現が困難です。

一方で、電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、市区町村窓口の負担減及び利便性向上を図ることは重要であると考えているところ、更新時における本人確認をオンラインにより実施することなど、利用者の利便性向上に向けて、国際的な基準や技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(7)】【総務省(16)】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)

個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(3条1項。以下この事項において同じ。)が住民票の異動等により失効した場合(15条1項2号)の再発行の手続については、申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担の軽減に資するよう、令和6年度までに省令を改正し、転入又は転居に伴う署名用電子証明書の再発行の手続を法定代理人又は同一世帯人が行う場合には、照会書兼回答書の提出を不要とする。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号 137 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 03_医療・福祉

提案事項(事項名)

課税情報を虐待リスクのデータ分析に活用できるようにすること

提案団体

広島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の関係部局が分散管理している各種データを分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、予防的な支援を行うために、市町村において、本人同意を得ることなく個人住民税課税台帳情報の内部利用を可能とすること。

具体的な支障事例

当県では、令和元年度から、こどもの育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクからこどもたちを守り、こどもたちが心身ともに健やかに育つことを目的として、AIを活用したリスク予測などを参考に予防的な支援を継続的に行う仕組みを構築する「こどもの予防的支援構築事業」を県内のモデル市町と進めてきたところである。令和4年度については、デジタル庁の「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の採択も受け、潜在的に支援が必要なこどもや家庭の早期発見、予防的な支援につなげる際の課題等の検証にも参加している。

本事業に係る課題として、税情報については、児童虐待と家庭の経済的な状況との強い相関があるという研究が複数あり、より詳細なリスク分析のために課税情報を活用したいが、地方税法で守秘義務の解除が厳しく制限されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童の福祉のために課税情報が使用可能となることで、児童虐待などのリスク予測について、課税情報も踏まえた詳細な分析が可能となり、生活保護や児童扶養手当など、すでに経済的支援を受けている家庭だけでなく、今後経済的困窮に陥る可能性のある家庭の早期把握につながると考えている。

根拠法令等

地方税法第 22 条、児童福祉法第 10 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、長野県、京都府、笠岡市、高知県

○令和6年度から施行される改正児童福祉法では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化など、市町村における取組が拡充されたところである。第一義的な児童家庭相談窓口となっている市町村においては、児

児童虐待のみならず、ヤングケアラーや子育てに困難を抱える世帯の早期発見・把握は重要であることからデータ関係は有用であると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

地方税に関する情報に対し、地方税法により課せられている守秘義務は、税務行政に対する信頼性を担保するにあたり極めて重要なものであり、当該情報の提供・利用について法令で規定されていることが必要であり、当該情報の利用が真に必要であると認められる場合を除き、解除することが許されない。
本提案で求められているように、児童虐待のリスクの有無が定かでない者やリスクが低い者を含むあらゆるこどもや家庭を対象として、児童虐待リスクを判定するための材料の一つとして地方税に関する情報を利用することは、上記のような守秘義務を解除する要件を十分に満たしているとは認めがたいと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方税法により課されている守秘義務と同様に、福祉、母子保健、教育など他の行政事務に課されている守秘義務も極めて重要であると認識しているが、目的外利用の整理の上、本件データ分析に活用できている現状がある。
なお、当県の事業で把握したいのは、児童虐待のリスクだけではなく、児童虐待や不登校など様々なリスクの要因となる子供の貧困も含むリスクである。そのような子供や家庭を早期に把握し、予防的に支援を行うことは、心身ともに健やかに成長する子供を増やすことに繋がり、社会的意義が大きいと考えている。
また、子供の貧困は、福祉の支援を受けていない家庭においても生じる問題であり、家庭からの申請を待っている支援が遅れる恐れがあるため、福祉のデータだけでなく、課税情報のように連続的なデータからスクリーニングなどを行うことが早期の支援には効果的と考えている。
このような事例が「当該情報の利用が真に必要であると認められる場合」ではないとすると、具体的にどのような事例ならば解除されるのかお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の実施する事業の意義等を考慮した上、積極的な検討を求める。
【全国市長会】
課税情報によって児童虐待につながるものが必ず判明する訳ではないため、地方税法第 22 条の守秘義務を解除する根拠としても理解が得られるとは考えにくいとの懸念を示した自治体があり、慎重に検討されたい。

各府省からの第 2 次回答

地方税の事務に従事している者がその事務に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税の賦課徴収に必要な限度を超えるものであり、ひいては納税者の税務当局に対する信頼を失わせ、税務行政の適切な遂行を損なうおそれがあることから、地方税法第 22 条はこのように秘密を漏らした場合においてはこれを罰することとしており、地方公務員法上の守秘義務(第 34 条)よりも罰則を加重している。
こうした中で、地方税法第 22 条の守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替性手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である。
こどもや家庭に関する様々なリスクについて、その有無が定かでない者やリスクが低い者を含む、あらゆるこどもや家庭を対象にしたスクリーニング等を行うための材料の一つとして税務関係情報を利用することは、上記のようなケースに当てはまるとは考えにくく、守秘義務を解除することは困難であるとする。

令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。
既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

具体的な支障事例

【現行制度について】

離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。

なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。

【支障事例・制度改正の必要性】

当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。

当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。
計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。

根拠法令等

離島振興法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島根県、高知県

○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。

各府省からの第１次回答

離島振興法（以下「法」という。）は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的（離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等）を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。

提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要があり、単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。

なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること（法第4条第1項）、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め（法第4条第5項）、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること（法第4条第8項）とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島振興法第4条第1項及び第5項の立法趣旨を十分に踏まえ、それら規定に基づく法定プロセスである「国が定める離島振興基本方針との適合性」や「離島関係市町の意見の反映等」について、既存計画との内容確認等を適切に行うことを前提とした上での提案であり、自治体における条件不利地域の振興を効率的かつ効果的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針（計画）づくりを行う観点から、今回の提案について、ご理解いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、離島振興計画において内容の重複が見られる計画の策定については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能である場合は、その旨を明確化し、十分な周知を行うこと。

【全国町村会】
提案団体の意向を踏まえ、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計

画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が、既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることに問題はないとの発言があった。その旨を通知等で明確にし、周知すべきではないか。

既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別に取りまとめたものとをセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきではないか。

各府省からの第2次回答

離島振興法に定める作成プロセス(①主務大臣が定める基本方針に基づき作成されること、②作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求めること、③市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること)に即して作成される限り、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能であるが、改めて以下の内容について、令和5年度中に関係自治体に対し通知し、周知する。都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要十分な内容が含まれていると判断し、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、離島振興法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、

- ・当該既存計画の関係部分を抜粋して離島振興計画として作成することは差し支えない。
- ・既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により、作成することも差し支えない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(10)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(18)】【農林水産省(6)】【経済産業省(2)】【国土交通省(7)】【環境省(1)】

離島振興法(昭28法72)

離島振興計画(4条)については、都道府県が定める他の計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

150

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方公共団体の裁量により創設できることの明確化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公務員の休暇制度として、地域社会に貢献する活動(自治会、NPO 等)に従事することを事由とする特別休暇を、各地方公共団体の裁量で創設して差し支えないこととすること若しくは明確化することを求める。

具体的な支障事例

当市としては、働き盛りの世代の地域活動参加を促進する社会的風潮を醸成するため、まずは公務員が日常の地域活動に参画していく制度的基盤を構築することは有用と考えているが、地方公務員の休暇制度については、地方公務員法第24条第4項において「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」と規定されているところ、各地方公共団体が、それぞれの裁量で、地域社会に貢献する活動(自治会、NPO 等)に従事することを事由とする特別休暇の創設を行いたい場合も、当該規定との関係で問題がないのかは必ずしも明確ではない。

国家公務員の休暇制度における、いわゆる社会貢献活動休暇(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第4号)は、被災地支援や介護施設等における活動への参加を要件としている。一方、(自治的・自主的な動機による活動であるとはいえ)地域社会への貢献として日常的に幅広い参画を期待される活動である自治会町内会活動が対象範囲となっていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

働き盛り世代の地域活動参加を促すことで、自治会、町内会役員のなり手不足解消につながる。

根拠法令等

地方公務員法第24条第4項、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)(特別休暇)第22条第4号イ、ロ、ハ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、名古屋市、広島市、熊本市

○町内会・自治会などの地域活動の担い手不足は非常に深刻であり、仕事をしながら活動に参加できることは重要である。地域活動が特別休暇の対象となることで、地域活動への参加促進が促されるとともに、公務員がこうした取り組みの先行事例となることで、民間企業の取り組み促進にもつながることから、制度の改正等が必要である。

各府省からの第1次回答

地方公務員の休暇を含む勤務条件は、地方公務員法第24条第4項及び第5項に基づき、「均衡の原則」に反しない範囲で、各地方公共団体が条例で定めることとされている。
また、特別休暇については、職員は公務を優先することが原則である以上、真にやむを得ない公的な要請または社会通念上妥当とされる個人的事情がある場合に限って認めることとすべきであることにも留意の上で、各地方公共団体の実情に応じて適切にご判断いただくべきものであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を創設する場合においても、ご提示の諸原則に基づき地方公共団体の実情に応じて判断できるものと理解した。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

関係府省第1次ヒアリングにおいてご発言いただいたとおり、国家公務員において休暇対象となっていない特別休暇を地方自治体が独自に設ける場合の考え方や留意点について、速やかに通知をしていただきたい。通知の内容や、いつ頃までに通知するのか、スケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

<通知内容>

通知において、以下の内容を地方自治体へお示しする予定である。

・国家公務員において措置されていない特別休暇を地方独自で措置することについては、地方公務員法第24条第4項の趣旨を踏まえて対応すべきもの。

・国家公務員における特別休暇の考え方としては、次の2つをともに満たす場合として整理されている。

①その勤務しないことが社会慣習上や物理上等から真にやむを得ないものと認められること

②勤務条件として法律又は人事院規則をもって保障することが相当であると認められるもの

・特別休暇を地方独自で措置しようとする場合には、国における考え方を踏まえてその必要性と相当性を判断するとともに、勤務条件条例主義に即し、議会における審議等を通じて住民の理解を得るべきものである。

<スケジュール>

12月中旬～下旬に予定されている対応方針を踏まえ、令和5年度中に通知することを予定している。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(8)地方公務員法(昭25法261)

地方公務員の特別休暇については、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方公共団体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04_雇用・労働

提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。

具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなっており、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

根拠法令等

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、島根県、山口県、高知県、宮崎県

○当県の中山間地域においても冬期に派遣可能な仕事が少ないため、組合の設立に至らない市町村がある。こうした地域では、植栽業務や建設業において人材が不足しており、冬期の派遣先として需要が高い。
○当県では、今年1月に2つの特定地域づくり事業協同組合が設立されたところであり、深刻な人材不足に直面している当該地域の建設事業者からも制度活用の要望があったが、組合への加入を断ったところである。
○組合の区域内において、林業（地ごしらえ、植栽業務）も人手不足であるが、派遣が禁止されているため、派遣ができない。

各府省からの第1次回答

建設業務については、雇用関係の不明確化や労働者に対する不当な支配が生ずるおそれがあること等から、労働者派遣事業を禁止している。一方で、建設業務については、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」において、実施計画の認定を受けた建設事業主団体の構成事業主が、厚生労働大臣の許可を受けた上で、計画に記載した当該団体の構成事業主に常用労働者を一時的に送り出すことができる特別な仕組みを認めている（建設業務労働者就業機会確保事業）。そのため、建設業務における労働者派遣事業を認めることは慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建設業務について、様々な観点から労働者の派遣が禁止されていることは理解する。その一方で、建設業は、産業構造に偏りがある小規模農山村においても、普及度が高い業種であり、特定地域づくり事業協同組合における安定した通年雇用の確保という面で、当該規制緩和によるメリットは大きいと考えられる。
例えば、派遣可能な時期を閑散期に限るなど、一定の制限を設けた上で緩和することで、デメリットを最小限にするといった手法も考えられるため、改めて特定地域づくり事業協同組合の制度下において労働者派遣を可能とするようご検討いただきたい。
なお、建設業務に限らず、労働者の派遣が禁止されている他の業務についても、通年で派遣労働の需要が見込まれるものもあるため、規制の緩和をご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高知県】
派遣法全体での建設業派遣の緩和を求めるものではなく、特に人口減少により担い手の確保が非常に困難となっている地域の現状及びこの組合制度の主旨を考慮し、制度改善をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】
現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材の確保に向けて、本制度をより実効性が高いものとするため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

労働者派遣制度全体の見直しではなく、特定地域づくり事業協同組合制度が適用される場合に限って、必要に応じて条件等を課した上で、組合の職員が建設業務に従事することができる仕組みが考えられないか、幅広く御検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

建設業務における労働者派遣事業については、建設産業の基本的な特性や構造を踏まえて禁止しており、これを労働者派遣の制度上直接的に認めることは、地域や時期を限定したとしても、慎重な検討が必要であると考えるが、1次ヒアリングで述べたとおり、特定地域づくり事業協同組合における安定した通年雇用の確保に向け、一定の要件（過度にならず、最低限必要なもの）を設けることで在籍型出向として、同組合において組合員

の労働者が建設業務に従事することが可能になるよう、具体的な整理を行っているところである（円滑な実施に向け、追って都道府県及び都道府県労働局あての通知として発出することを想定）。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(20)】【厚生労働省(40)】

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令元法 64）

特定地域づくり事業協同組合（2条3項。以下この事項において「組合」という。）については、以下の措置を講ずる。

- ・職業能力開発の一環として行う在籍型出向により、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を、都道府県労働局及び都道府県に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04_雇用・労働

提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、中小企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。

具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなっており、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

根拠法令等

中小企業等協同組合法第9条の2第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、兵庫県、島根県、山口県

○当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって閑散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。

各府省からの第1次回答

特定地域づくり事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定される事業協同組合のうち、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第1項による都道府県知事の認定を受けた事業協同組合である。

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の員外利用規制は、事業協同組合はその組合員のための直接の奉仕を目的として共同事業を行う事業体であり、その利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則の例外として定められている。当該趣旨に鑑みれば、特定地域づくり事業協同組合に対する要望をもって事業協同組合の員外利用規制を見直すことは、利用者が組合員に限られていることを前提として事業協同組合制度に認められている各種特例等を含め、組合制度のあり方に影響を及ぼすものであり、特定地域づくり事業を行っていない他の約3万の事業協同組合にも影響が生じる問題であり対応は困難と考える。

また、組合員になることができない事業者は、原則として中小規模ではない事業者であり、地域内の多くの事業者は組合員になることができることから、特定地域づくり事業協同組合制度の趣旨を踏まえると、地域内の事業者を発掘し、組合員とすることで、安定した通年雇用を実現すべきと考えられるため、ご提案の員外派遣の緩和については、慎重な判断が必要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業協同組合が行う事業の利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則は理解する。その一方で、小規模農山村においては、産業構造が主要産業たる農業に偏り、地域内では事業者の繁忙期・閑散期が重複しているため、閑散期である冬期は組合員含め地域の事業者には仕事がなく、役場など員外への派遣に頼らざるを得ない。この場合も、組合の総利用分量の100分の20以内という制限があるため、約3か月間の冬期を通じた派遣先とすることができない。

こうした点を踏まえ、冬期など本来利用すべき組合員が地域内に一定期間存在しない場合において、例えば、閑散期に限り派遣可能な割合を拡大するなど一定の制限を設けた上で、特定地域づくり事業協同組合制度下において員外派遣に係る規制を緩和することを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要がある、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

中小企業等協同組合制度全体の見直しではなく、特定地域づくり事業協同組合制度が適用される場合に限って、組合の職員が、やむを得ない場合には、市町村の業務や繁忙期が異なる組合間相互の派遣など組合員外の業務により多く従事することができる仕組みが考えられないか、幅広く御検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体の見解として、小規模農山村などでは産業構造に偏りがあり、閑散期には地域の事業者には仕事がな

く、役場などの員外への派遣に頼らざるを得ないとのことであるが、令和4年度の実績では、員外派遣を行った組合は、全 72 組合中 15 組合にとどまっている。15 組合における組合員への派遣労働時間(118,220 時間)に占める員外派遣の利用時間(4,731 時間)の割合は 4.0%程度であり、また、員外派遣を最も利用した組合における員外派遣の利用時間割合は 15.1%(員外派遣の利用時間が 10%を超える組合は4組合)となっている。組合員になることができない事業者は、原則として中小規模ではない事業者であり、地域内の多くの事業者は組合員になることができることや、上記の実績を踏まえると、地域内の事業者を発掘し、組合員とすることで、安定した通年雇用を実現すべきと考えられるため、員外利用の規制を緩和することについては、なお慎重な検討が必要と考えられる。

このため、特定地域づくり事業協同組合制度において、ご提案の組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大の是非を検討するにあたっては、どの程度の実需があるか確認する必要があると考えられることから、地方団体へのアンケート調査を実施し、員外派遣を必要とする地方団体のニーズや具体的な支障事例を把握したうえで、関係省庁で連携しつつ必要な検討を進めることとしたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(20)】【経済産業省(8)】

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法 64)

特定地域づくり事業協同組合(2条3項。以下この事項において「組合」という。)については、以下の措置を講ずる。

・組合の職員を組合員以外の者へ派遣する際の員外利用規制の組合制度への適用の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04_雇用・労働

提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度において組合が位置する市町村以外への派遣が可能となるような見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、人口急減地域特定地域づくり推進法により規制されている組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和すること。

具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなっており、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

根拠法令等

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、兵庫県、島根県

○当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって閑散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。

各府省からの第1次回答

本制度の目的は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」第1条に規定されているとおり、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保等を図り、地域社会の維持、地域経済の活性化に資することである。すなわち、当該地域社会の維持、当該地域経済の活性化に資することを目的としている。

また、同法第10条において特定地域づくり事業の範囲を、①その地区において地域づくり人材がその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業、②その地区で活躍する地域づくり人材を確保する等の事業、と規定されていることから、当該地区の地域づくり人材の確保及び活性化のための施策であることは明らかである。

これらを踏まえると、組合が位置する市町村の区域外に職員を派遣することを求める本提案については、制度の趣旨に沿わないため、慎重な判断が必要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本制度が、組合が位置する地域における地域づくり人材の確保及び活性化のための施策であることは理解する。その一方で、産業構造に偏りがあり、当該地域のみで安定した通年雇用を確保することができない小規模農山村では、特定地域づくり事業協同組合を設立することさえできないことがある。当該地域の範囲外に閑散期の仕事があり、そこに労働者を派遣することが可能となれば、安定した通年雇用を確保することで、組合を設立して地域づくり人材の呼び込みにつながるため、制度の目的である地域社会の維持、地域経済の活性化という面で効果が大きいと考える。

また、閑散期に区域外へ派遣されていたとしても、繁忙期を含め1年の多くを当該区域内の産業に従事し、年間を通じて当該区域内で社会的活動に参加しているのであれば、地域づくり人材がいない場合に比して地域の活性化に寄与していると考ええる。そのため、例えば、同一県内など一定の範囲内に限り、一定割合の域外派遣を認めるなど、制度の趣旨を逸脱しない範囲で規制を緩和することを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

区域内で地域経済を完結させることができない地域もあり、区域外への派遣を主として行うのではなく、一定の条件等を課した上で、やむを得ない場合には、区域外の市町村の事業所での業務にも従事することができる仕組みが考えられないか、地区の認定要件に係る方策等も含めて、幅広く御検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

本制度の目的は、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保等を図り、地域社会の維持、地域経済の活性化に資することである。

区域外派遣を実施した場合、区域外への派遣期間は区域内の地域づくり人材としての活動に制約が生じ、制度の目的に沿わなくなる蓋然性が高まると考えられる。また、本制度が市町村からの補助を受ける仕組みとなっているため、当該市町村以外の区域に職員を派遣することは、制度の趣旨に沿わない。

さらに、区域外派遣は職員の雇用が区域外の組合に依存し、不安定となるため、法第3条第3項第2号イに規定されている認定基準「職員の就業条件に十分に配慮されていると認められる」に適合しないおそれがある。このように、区域外派遣は法の趣旨である地域の活性化の観点及び安定的な雇用環境確保の観点から課題がある。

第1次回答でも示したとおり、区域外派遣が法の趣旨に沿わない懸念や上記の課題を踏まえると、区域外派遣を認めることについては、なお慎重な検討が必要である。

このため、地方団体へのアンケート調査を実施し、区域外派遣を必要とする地方団体のニーズや具体的な支障事例を把握したうえで、検討を進めることとしたい。

なお、本制度に関しては、議員立法である人口急減法（令和元年法律第64号）に基づき、同法施行後5年（令和6年度）を目処として、必要があると認めるときは検討を加えるとされており、本提案を含めた制度全体に対する検討が必要なものと認識。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

（20）地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令元法64）

特定地域づくり事業協同組合（2条3項。以下この事項において「組合」という。）については、以下の措置を講ずる。

・区域外派遣（19条）の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅及び大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の申告対象者にマンション管理組合等の管理者を加えること

提案団体

仙台市、札幌市、角田市、岩沼市、東松島市、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅(マンション等)の新築又は取得を行った場合の固定資産税の減額申告について、申告主体にマンション管理組合等の管理者等を加え、管理者等からの申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。
また、令和5年度税制改正で創設されたマンション長寿命化促進税制も同様に、管理計画認定マンションの管理組合等の管理者等による申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。

具体的な支障事例

長期優良住宅の認定は、管理組合の管理者等が一括して申請のうえ住棟単位での認定を受ける仕組みに変更された。
一方で、当該住宅に係る固定資産税の減額の申告においては、管理者等からの申告は認められておらず、各区分所有者が行う必要がある。
そのため、マンション一棟で長期優良住宅の認定を受け、区分所有者全員が固定資産税の減額の対象となることが判明しているにも関わらず、申告書を提出した区分所有者しか減額の適用を受けられない。
当市における、区分所有住宅に係る長期優良住宅の認定実績、及び固定資産税の減額申告の有無は以下のとおり。
令和3年度は1件(棟)99戸(申告80戸、未申告19戸)
令和4年度は1件(棟)258戸(申告212戸、未申告46戸)
これにより、平成29年に新築した長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅の場合、新築住宅の申告不要な5年間の減額措置が令和4年に終了するため、令和5年分の減額適用がないことへの問合せが未申告者から必ずと言ってよいほど寄せられている。建物の要件は満たしているにもかかわらず、未申告というだけで減額措置が終了することに納得が得られず、加えて隣戸の申告者は減額措置が続いていることに対する不満も大きい。
さらに、長期優良住宅の認定自体が令和4年に住棟認定へと変更されたことで、その声は益々大きくなるものと予想される。
また、固定資産税担当部署においても制度の広報作業に100時間、住戸毎の申告受理及び審査作業に7時間、区分所有者への案内作業に4時間、決定通知発送作業に18時間を要して負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

管理組合の管理者等から申告を受けた際、当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できる

ようにすることで、納税者（区分所有者）の負担軽減、未申告時の不公平感の解消につながるものとする。さらに、固定資産税担当部署においても住戸毎に提出を受けている申告書の管理や申告の有無に伴う申告勧奨作業が負担となっているところ、これらの業務も大幅に軽減され、事務の効率化にも資するものとする。

根拠法令等

地方税法附則第 15 条の 7 第 3 項、第 15 条の 9 の 3 第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、盛岡市、水戸市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、千葉市、船橋市、八王子市、相模原市、浜松市、豊田市、城陽市、高槻市、今治市

○当市においては、長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅の実例がないが、今年度から創設となった「マンション長寿命化促進税制」においては今後対象となるマンションの全所有者に申告書提出を求めることとなる。この制度において対象条件とする管理計画認定マンションは、一棟で認定を受けるものであるから、全所有者が平等に減税対象とされるべきであるが、申告にあたり全所有者分の申告書を期間内に同時に提出させることは困難で、一律の対応が不可能となることが予想されるため、各納税義務者がその責任のもとに行うのであれば、申告主体を便宜的に管理組合等の管理者とすることは、有益な措置と考える。

各府省からの第 1 次回答

地方税法附則第 15 条の 7 第 3 項及び第 15 条の 9 の 3 第 2 項においては、所有者（納税義務者）から申告書の提出を行うことと規定しています。
ご提案については、地方税法上の観点から、当該特例を所有者（納税義務者）からの申告制としている趣旨や、マンション管理組合の管理者等と個々の所有者（納税義務者）との関係性等について整理する必要があります。また、マンション管理組合の管理者等を申告主体に追加する場合に、申告書を含む必要な書類が確実に提出されることが担保されるかについて慎重な判断が必要であるとともに、当該管理者等の負担が大きくなりすぎないようにすることも重要であると考えております。
上記の留意点を十分に踏まえた上で、地方税制度を所管する総務省と、長期優良住宅の認定制度やマンション管理計画認定制度及び管理組合に対する助言・指導制度を所管する国土交通省で連携し、本件税制特例の円滑な運用について検討してまいります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マンション管理組合の管理者等（以下「管理者等」という。）を申告主体に追加することで、個々の所有者（納税義務者）の申告と重複する可能性はあるが、自治体側において全住戸の所有者（納税義務者）を容易に把握することができるため、地方税法附則第 15 条の 7 第 3 項及び第 15 条の 9 の 3 第 2 項の適用判断に問題は生じない。
また、長期優良住宅の認定は、住戸から住棟単位に変更されたことで、管理者等が計画変更の手続きを行うこととなり、マンションの管理計画の認定についても申請者が管理者等に限定されているため、その後の固定資産税の減額の手続きも、個々の所有者（納税義務者）が申告するより確実に必要書類が提出される状況になると考える。
以上のとおり、管理者等が申告を行った場合であっても減額の要件確認は可能であることに加え、所有者は申告にあたって認定通知書等の必要書類を準備する必要がなくなり、自治体にとっても申告書の管理や申告の有無に伴う申告勧奨作業が削減されることから、所有者と自治体双方の負担軽減に資するものとなるため、令和 6 年度から運用できるよう検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方税法において、申告は納税義務に影響を及ぼす行為であるため、所有者（納税義務者）以外の者が申告主体となることについては慎重に検討する必要があると考えております。

一方、当該マンションが各税制特例の対象となった場合には各所有者（納税義務者）による申告が必要となる旨を区分所有者に周知する等各地方公共団体における申告の勧奨作業等の負担を軽減する方法については、引き続き検討を行ってまいります。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

（7）地方税法（昭25法226）

（iii）新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置（附則15条の7）については、申告の在り方について検討を行い、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号	182	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	11_その他
------	-----	------	--------------	------	--------

提案事項(事項名)

マイナンバーカードの券面記載事項の削減及び電子証明書の有効期間を当該カードと同一とすること

提案団体

仙台市、札幌市、宮城県、石巻市、角田市、岩沼市、東松島市、富谷市、蔵王町、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードについて、ハードウェアトークンとして使用できるよう、より利用者の利便性向上を考慮した制度設計にすることを求める。

具体的には、カード券面への氏名や住所、本人写真の表示等の記載を不要とし、情報は全てICチップに格納する。併せてカード交付時に生体要素として指静脈を追加するような制度設計に改めていただきたい。また、不正読取などのセキュリティ確保を施したうえで、電子証明書の有効期間をカード有効期間と同一としていただきたい。

具体的な支障事例

住所変更や婚姻による氏変更等のマイナンバーカード(以下「カード」という。)の券面事項変更の際、自治体はサインパネルに追記を行っているが、サインパネルに余白が無い場合、有効期限到来前でも再度カードを申請する必要があり、自治体窓口では説明に苦慮している。

また、カードに顔写真が印刷されているが、申請時の顔写真を利用した2Dデータのためカード交付時の顔認証システムで比較するが、本人拒否率が高く、職員による目視で本人確認を行っており基準が統一できない。よって、カード交付後に医療機関で保険証として利用する際も病院で使えないという苦情が寄せられているところである。

本人の真正性は所有、知識、生体を組み合わせた多要素認証を経て担保されるものと思われるが、カードリーダで読み込むことを前提とすれば、既に医療機関においてもカードを読み取ることで保険証を確認しているところであり、カードの券面における住所等の表記省略も可能と考える。

また、電子証明書の有効期限については、カード本体の有効期限より短いことから電子証明書の更新の度に再度来庁する必要があるが、再度カードを申請する必要があるか等の問い合わせが相当数寄せられており、対応に苦慮しているところである。暗号はいずれ危殆化するものだが、現状では RSA 鍵長 2048bit 以上であることを鑑みれば、カード本体の有効期限と合わせることが可能と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

券面への情報等の記載を不要とすれば、サインパネルの余白が無くなるたびに行っていた申請手続き等が必要なくなり、有効期限までマイナンバーカードが利用できる。併せて、指静脈認証により本人拒否率、他人受入率が減少し、より強固なセキュリティが担保される。顔認証の他に指静脈認証も追加されるため、利用するサービスの本人受入率が向上する。また、暗証番号を忘れた場合の暗証番号再設定による来庁が不要となり、市町村窓口の事務負担減少につながるのと同時に、無記名に伴うプライバシーの確保も可能となる。

また、電子証明書の有効期間をマイナンバーカードと同一とすれば、電子証明書の更新のための来庁が不要となる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第1条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第25条、別記様式(第25条関係)、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第5条、第24条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、いわき市、小山市、桐生市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、吹田市、高槻市、西宮市、東温市、八女市、宮崎市

○住所変更や婚姻による氏変更等のマイナンバーカード(以下「カード」という。)の券面事項変更の際、自治体はサインパネルに追記を行っているが、サインパネルに余白が無い場合、有効期限到来前でも再度カードを申請する必要があり、自治体窓口では説明に苦慮している。また、電子証明書の有効期限については、カード本体の有効期限より短いことから電子証明書の更新の度に再度来庁する必要があるが、再度カードを申請する必要があるか等の問い合わせが相当数寄せられており、対応に苦慮しているところである。

○当市では、住民異動届を行う頻度の高い働き世代の住民はマイナンバーカード(以下「カード」という。)の保有率も高い傾向があり、券面事項の追記欄に余白が無い場合に必要なカードの再申請から受領までの期間についての意見や苦情を受けることがある。また、カードを保有している住民の方がカードを保有していない住民に比べて、カードの券面事項変更等の処理の関係上、住民異動届の手続に係る待ち時間が長くなり、カードの利便性を感じられないといった意見も受ける。このため、カードの利活用の推進と同時に、カードの保有に伴う各種手続の簡素化を図るべきであると考えている。

○マイナンバーカード券面のサインパネルの運用については、余白部分を拡張する等、仕様の変更を検討すべきである。

○【券面記載事項削除について】マイナンバーカードの券面記載事項変更は住所異動届の度に発生するものであり、窓口での負担が増大しており、デジタル化を推進しつつも市民は窓口での待ち時間が増えているといった不利益が生じてしまっている。また、サインパネルにも物理的な限度があり、券面満杯になるたびに再申請することになるのも、市民から不便との意見をいただくことも多い。

【電子証明書の有効期間について】電子証明書の更新だけでよいのに、カードの再発行が必要と勘違いし、多数問い合わせが寄せられている。セキュリティ面については考慮する必要があると思うが、カードと電子証明書の有効期間を同一にすることで、窓口への来庁も不要となるため、市民の利益につながるように思われる。

○当市でも、マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続数が増加している。手続数の増加により、職員の事務負担の増加や来庁者の待ち時間の長期化といった影響がある。市民に届出書を書かせないスマート窓口事業を進めており、マイナンバーカードをカードリーダーに読み込ませるのが住所異動届出時の標準のオペレーションになると予想されるので、本人の真正性が担保されるのであれば、自治体及び利用者の負担軽減にもなる。

○住所の異動等があった際はマイナンバーカードの券面の追記欄に記載をするが、追記欄が満欄になった場合は、マイナンバーカードの再発行が必要となり、一定の事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に記載のとおり、次期マイナンバーカードの導入に向けた検討の場として設ける「次期マイナンバーカードタスクフォース(仮称)」において、暗号アルゴリズム、偽造防止技術を含めた券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長等について検討を行ってまいりたい。券面記載事項については、マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務・関係事務実施者の事務への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバー利用事務等の実施者の事務については、現状の手入力や目視といったアナログな事務プロセスだと他人の情報と連携してしまう恐れがあることから、デジタル社会実現に向けて、例えば、カードリーダーを用いた情報取得を可能とすれば、住所変更等のたびに生じていた手入力が必要となり、マイナンバー利用事務等の実施者の事務負担軽減が図られるものと思われる。マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務等の実施者への影響を踏まえることは重要だと理解するが、上述したような見直しの方策も含めて、券面記載事項の削減を検討されたい。また、マイナンバーカードの身分証明書としての機能についても、例えば、生体要素として指紋認証を追加し、所有要素及び生体要素の二要素認証によるデジタル的な本人確認が可能となれば、マイナンバーカードに記載事項がなくても本人の真正性は担保されると思われるところ、当該制度設計及びインフラ整備について検討いただきたい。なお、電子証明書の有効期限の延長についても、引き続き前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一については、利便性向上の観点からも提案の実現を求める。

各府省からの第2次回答

頂いた御意見も含めて、今後「次期マイナンバーカードタスクフォース」において検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(8)(ii)】【総務省(17)(ii)】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

個人番号カードの記載事項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2条7項及び同法施行令1条)の見直しや同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間の延長については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づいて設置された「次期個人番号カードタスクフォース」において検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

184

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワーク利用端末へのリモート接続を可能とすること

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳ネットワークの端末等の運用において、端末の個別設定作業、障害時の対処などは端末設置場所まで行って操作しないと対応できない状況である。
適切なセキュリティ対策を講じたうえで、端末を管理するための ActiveDirectory の導入やリモート接続を認めてもらいたい。

具体的な支障事例

住民基本台帳ネットワークはマイナンバーカード交付業務において重要な役割を担っている。操作する端末に突発的な障害が発生した場合、当市に複数ある支所に設置された端末については、本庁舎のデジタル担当職員が現地で復旧対応する必要がある。現地までの移動時間によっては半日程度端末が利用できないケースも生じており、マイナンバーカード交付業務に大きな影響を与えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

端末の運用管理を効率化するためのリモート接続の許可や ActiveDirectory の導入を行うことで、障害復旧対応に係る現地への移動時間の削減や、リモート操作が可能になれば1か所で同時並行による端末更新作業が可能となり、職員人件費、更新作業委託費の削減が見込まれる。
また、復旧時間を短縮することによりマイナンバーカード交付業務の継続性を大幅に向上させ、滞りなく住民にマイナンバーカードの交付が行えるようになる。

根拠法令等

システム構築手引書 導入手引書(本編) CS／統合端末用[第4. 4版][令和5年3月](地方公共団体情報システム機構策定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、千葉市、八尾市、東温市、八女市

〇市域が広範囲であり、住基ネット端末を設置している支所が多数あることから、更新作業を行う際には、担当職員とベンダーで手分けして現地に赴き作業を行っている。2台設置されている場合には、往復の移動と更新作業で終日かかってしまうため、大きな負担が生じている。リモート接続での対応が可能になれば人件費の削減につながるとともに、窓口終了後から作業を行うことにより、カード交付業務等にも支障を来さなくなる。

各府省からの第1次回答

ActiveDirectory については、導入団体における適切な管理体制の整備やソフトウェアのぜい弱性対策及び動作確認の実施など、一定の条件を満たした上で導入することが可能とされています。
保守作業等による端末へのリモート接続については、住基ネットが全国の住民の個人情報を保存しているシステムであることやリモート接続により当該個人情報漏洩等のリスクがあることなどを鑑み、慎重な対応が必要と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ActiveDirectory は住民基本台帳ネットワーク下で使用する際は、システム本来の機能に制限がある。このため、住民基本台帳ネットワーク下では端末を統括的に管理するドメイン管理下で運用することができず、リモート接続もできない環境下では1台ごとのシステム更新や不具合対応を強いられ、運用保守経費がかさんでいる。「地方公共団体情報システム標準化基本方針」においては、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行が推奨されているが、各地方公共団体において、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバが移行できずに残る一方、それ以外のサーバはクラウド化によりデータセンターに設置し、リモート接続を活用することで、運用保守費用の削減を図っている。こうした背景からも、その制度上クラウド化できない住民基本台帳ネットワークにおける運用保守費用の削減という観点でもリモート接続の導入に向けて御検討いただきたい。
また、国において住民基本台帳ネットワーク下で ActiveDirectory 等の端末を統括的に管理するドメイン管理下で運用する条件及びリモート接続する条件をお示しいただきたい。特に、より広範な作業が可能なりモート接続は、職員人件費、更新作業委託費の削減効果が大きいものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

「住基ネット下で ActiveDirectory 等の端末を統括的に管理するドメイン管理下で運用する条件及びリモート接続する条件」については、現行の住基ネットが ActiveDirectory 等の独自アプリを運用する前提で設計されていないことから、正常稼働・安定運用の観点から一般的な条件をお示しすることは困難となっています。
住基ネット端末へのリモートアクセスについては、個人情報等の漏洩リスクのほか住基ネットの正常稼働・安定運用の観点から、慎重な検討が必要となりますが、住基ネット端末の保守・運用に係る自治体の負担軽減のために、総務省及び J-LIS において、障害発生時に手元の機器から現場に行かずとも障害解析用のログ等をリモートで取得できる機能の実装などの検討を行ってまいります。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(12)住民基本台帳法(昭42法81)

(ii)住民基本台帳ネットワークシステム利用端末については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、障害発生時に、現場に行かずとも手元の機器から障害解析用のログを取得できる機能の実装等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

決算上剰余金が生じた場合に積み立て等に充てなければならない金額に係る規定の見直し

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方財政法第7条において、決算上生じた剰余金については、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額を積み立て、又は繰上償還の財源に充てなければならないとされている。この積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額について、剰余金が生じた翌年度に支払う国・都返還金を除いた額の二分の一とするよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

＜背景＞

地方財政法第7条では、「各会計年度において決算上剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、剰余金が生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない」とされている。しかし、近年は国の給付金事業等の影響により、国庫支出金等の超過収入による翌年度返還金が多額となっていることから、地方財政法第7条における積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額は、国・都返還金を除いた二分の一としてもらいたい。

＜実績＞

令和3年度(2021年度)決算

実質収支(剰余金) 7,518,095 千円

令和4年度(2022年度)に必要となる額

【1/2の額】 3,759,048 千円

【国・都返還金】 3,998,545 千円

【繰越金として使える額】 △239,498 千円

＜支障＞

地方財政法第7条への対応と、前年度に超過収入となった国や都からの支出金に対する返還金に対応する財源として、前年度の剰余金だけで賄えきれない状況は、持続可能な財政運営に支障をきたす。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

前年度の剰余金から、超過収入に係る国・都返還金を除くことにより、地方財政法第7条に対応しても前年度からの繰越金が生ずることになり、安定した財政運営が可能となる。

根拠法令等

地方財政法第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、高崎市、亀岡市、長崎市

○近年、国・県返還金が増加していることもあるため「地方財政法第7条における積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額は、国・県返還金を除いた二分の一」となった方がよいと考えている。

＜実績＞

令和3年度

実質収支(A) 3,565 百万円

(1/2 の額)(B=A/2) 1,783 百万円

国・県返還金(C) 833 百万円

繰越金として使える額(D=B-C) 950 百万円

各府省からの第1次回答

決算上の剰余金に係る国等への返還金の取扱については、地方団体・関係省庁から、返還が翌年度に及んでいる実情や課題等を聴取した上で、必要性も含めて、検討したいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

前年度の剰余金から、超過収入に係る国・都返還金を除くことにより、地方財政法第7条に対応しても前年度からの繰越金が生ずることになり、安定した財政運営が可能となる。地方自治体及び関係省庁の実情や課題等を適切に把握していただき、積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご指摘の国等への翌年度返還金が多額となる事態が生じているのは、新型コロナウイルス感染症対応のために行われた臨時的な事業に伴うものであり、地方団体・関係省庁に確認したところ、今後も継続的に生じうるものではなく、一時的なものであると考えている。

ご指摘の国等への翌年度返還金については、決算上の剰余金の内数となっているものと承知しており、その返還に当たっては、積み立て等を行った剰余金の残余部分を活用してもなお不足がある場合は、地方財政法第7条第2項において準用する第4条の4の規定による積立金の処分等により対応することが可能であると考えている。

実際に、直近で実質収支額に対する翌年度国庫返還見込額の割合が高いと考えられる地方団体に確認した結果、剰余金の残余部分のほか、積立金の処分の取崩しや事業の執行残での対応が行われていた。

以上のことから、現行の規定により対応可能であり、現時点では財政運営に支障が生じるとまでは考えていないが、引き続き、地方団体の状況の丁寧な把握に努めてまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある、収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある収納取扱金融機関の担保提供の有無を、各自治体で判断できるよう緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当市の下水道事業は令和2年度に公営企業会計を適用したことに伴い、地方公営企業法に基づき、公金の収納及び支払事務を担う収納取扱金融機関と、収納事務を取り扱う収納取扱金融機関を指定し、その金融機関が地方公営企業に係る公金の事務を取り扱っている。

地方公営企業法施行令第22条の3の規定により、収納取扱金融機関及び収納取扱金融機関には担保の提供が義務付けられている。

一般会計及び各特別会計では、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、各金融機関から公金の収納及び支払事務を担う指定金融機関と、収納の事務を担う収納代理金融機関を指定し、その金融機関が公金の事務を取り扱っている。しかし担保の提供義務は、地方自治法施行令第168条の2第3項に基づき、指定金融機関のみに規定されている。

【支障事例】

担保提供義務の規定を理由として、既に当市の一般会計及び各特別会計を取り扱っている収納代理金融機関から、収納取扱金融機関の契約を断られる事例があった。

よって、一般及び各特別会計の取扱金融機関は31件であるが、下水道事業においては23件であり、8件少ない。(令和5年4月現在)

【規制緩和の必要性】

近年、金融機関が公金の取扱いから撤退する中、公金を取り扱う金融機関の存在は益々重要になると考えられる。

当該規定を理由として収納取扱金融機関の契約が締結できず、取り扱う公金により納付できる金融機関が異なることは、市民の立場から不合理であると考えられる。

【支障の解決策】

そこで、担保提供の有無を各自治体と金融機関側との契約により決定することができれば、収納取扱金融機関の負担が減ることができるため、契約に向けた交渉が進めやすくなる考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体の公金事務に即した形で担保提供の有無を判断し、収納取扱金融機関契約を取り交わすことで、公金を取り扱う金融機関の数を維持することに繋がれば、市民の納付機会の減少を防ぐことに繋がると考えられ

る。

根拠法令等

地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 22 条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市

—

各府省からの第 1 次回答

収納取扱金融機関の担保提供規定については、提供される担保の意義や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性を踏まえつつ、その必要性を検討する必要があることから、地方公共団体等の意見を伺いながら、提案内容に係る課題整理や対応方針について検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

（1）担保提供の意義について

収納取扱金融機関からの担保提供規定は、公金の安全性を担保させる意義を持つものであると考えられる。しかし、金融機関の責による損害は、契約等に損害賠償規定を設けることで安全な公金の保管が確保できる。また金融機関の破綻等の場合、公金の決済用預金は預金保険制度により全額保護の対象となる。以上の点から、金融機関から担保を提供させずとも、公金の安全性の担保は確保できるものと考えられる。

（2）他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性について

提案のとおり、一般会計及び各特別会計の公金収納事務を担う収納代理金融機関には担保提供規定は適用されず、公営企業会計の公金収納事務を担う収納取扱金融機関には適用されている。いずれの金融機関も公金の収納事務を担っている点では同じであるが、担保提供規定の適用は異なっている。

（3）地方公共団体等の意見について

御指摘のとおり、地方公共団体等により担保に対する考え方は異なると考えられる。このため、取り扱う公金の性質や金融機関との関係性等に応じて、地方公共団体等で担保提供の有無の判断ができるよう例えば担保提供規定を「義務規定」ではなく「できる規定」にするといった緩和が必要であると考えられる。

（4）必要性について

上記（1）及び（2）のとおり、担保の意義や制度の整合性を踏まえても、収納取扱金融機関に対して担保を一律提供させる規定の見直しは必要だと考えられる。

また提案で述べたとおり、当該規定を理由として金融機関が収納取扱金融機関の事務を辞退又は撤退することは、納入義務者の納付機会の減少に繋がる。

以上の点を踏まえ、収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

関係府省第 1 次ヒアリングにおいてご発言いただいたとおり、地方自治体への調査を実施し、その結果や提供される担保の意義、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性を踏まえ、一定の方向性をお示ししたい。

各府省からの第2次回答

提案内容については、第1次回答を踏まえ、地方公共団体に対して実態調査を実施したところである。現時点で回答内容を精査中であり、その結果を踏まえ、提案内容に係る対応方針について検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(9)地方公営企業法(昭27法292)

収納取扱金融機関の担保提供義務(施行令22条の3第2項)については、令和6年中に政令を改正し、これを廃止する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の廃止

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事務について、公職選挙法施行令第34条の2(引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書)を廃止し、公職選挙法施行令第34条の3(引き続き都道府県の区域内の住所を有することの確認のための手続き)への一本化を求める。

具体的な支障事例

平成31年及び令和5年の統一地方選において、事前に「引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」(以下「引き続き証明書」という。)の発行を希望され、来庁した選挙人が数名いたが、投票所にて「引き続き都道府県の区域内の住所を有することの確認のための手続き」(以下「引き続き確認」という。)を行うことにより投票可能であるということの認識がなく、「引き続き証明書」がないと投票できない認識であった。また、当市では、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事務を実施するために、「引き続き証明書」及び「引き続き確認」の両者に対応できるよう、準備を行う必要が生じている。平成29年の公職選挙法施行令改正後、平成31年及び令和5年の計2回、「引き続き確認」を実施したが、問題も特になく運用できていること、また、この2回の選挙においては、当市で「引き続き証明書」の発行実績はないことを例にとっても、「引き続き確認」のみで運用可能であると考え。一方で、公職選挙法施行令第34条の2第2項において、市町村長は、「引き続き証明書」の申請があった場合、直ちに証明書を交付しなければならないとされているため、この条項がある限り、証明書を発行する準備や発行事務を継続する必要が生じてしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【選挙人への効果】

「引き続き証明書」を発行する場合、事前に証明書を取得するため市役所に、投票をするため投票所に、二度足を運ぶ必要がある上、証明書の取得には15分から30分程度の時間を要することが想定される。一方、「引き続き確認」を行う場合、事前の来庁は不要であり、投票の際に10分程度確認時間を要するのみとなる。

【職員への効果】

4年に一度の限られた期間のみ「引き続き証明書」を発行するために、申請方法、証明書の作成方法(手作業)を引き継ぎ、窓口対応職員への周知と事前準備を行っているが、そのために必要な工数が削減でき、選挙人への説明も簡潔になる。

【全体的な効果等】

上記のことから、本提案の実現により選挙人や職員に負担が生じることはなく、投票の円滑な管理執行に支障を来すものではないと考える。さらに、令和5年2月から引越しワンストップサービスが開始され、転出入の手続きのために住民が来庁する必要性を減らすことにつながっているが、本提案は、こうした方向性にも資する提案であると思われる。

根拠法令等

公職選挙法第 44 条第3項、公職選挙法施行令第 34 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、盛岡市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、相模原市、海老名市、三重県、豊中市、茨木市、高知県、熊本市

○当県の実績をみても、「引き続き確認」の利用が圧倒的に多く、選挙人や市町村の負担軽減のためにも、「引き続き確認」への一本化を求める。

令和5年県議会議員選挙実績

「引き続き証明書」: 6人

「引き続き確認」: 232人

○当市の現状においても「引き続き確認」による対応が大多数を占めており「引き続き証明」の必要性を認めないことから、「引き続き確認」のみの運用にすることで、事務の簡素化だけでなく消耗品費や人件費の抑制を図ることができる。

各府省からの第1次回答

「公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 94 号)により、投票管理者が、選挙人が同一都道府県内に引き続き住所を有している者であることを確認する方法として、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書(公職選挙法第 44 条第3項で要求する事項を充たす住民票の写し又は公職選挙法施行令第 34 条の2第1項に規定された証明書)をあらかじめ準備し投票管理者に提示する方法に加え、投票管理者が投票の際に、選挙人の申請に基づき住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認する方法を新たに設けた。

投票所における投票の際、前者の方法による場合には、当該文書の提示をすれば別途の確認が不要であるのに対して、後者の方法による場合には、投票の際に住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認する必要があり、一定時間選挙人を待たせることとなることから、後者の方法のみとした場合、投票所における確認のため、投票の円滑な実施に支障が出る可能性がある。また、前者の方法について、選挙人は、公職選挙法第 34 条の2第1項に規定された証明書の交付の申請を全国いずれの市町村の長に対してもすることができ、前者の方法が設けられていることで選択の幅が広く保たれることは、選挙人の便宜に資するものである。

前者の方法は全国的に一定程度利用されていると承知していることから、選挙人の便宜に関する観点からも、廃止することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「引き続き証明書」の交付事務は、全国的に一定程度利用されてはいるが、法改正後、「引き続き確認」が当自治体において主流となっている。

また、選挙人が「引き続き証明書」がないと投票できないと誤った認識をし、「引き続き証明書」の発行を受ける手続き負担のために投票ができていないと思われる事象が発生している。(当市窓口において複数人確認)

このような実態からも、一概に選挙人に選択の幅が広く保たれているとは限らないと思われる。

投票の円滑な実施について、当市では、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による確認方法に関する教育を行い、「引き続き確認」を円滑に対応できる職員を増やすことや、確認手法を確立する等により懸念される支障は生じていない。

各自治体は、期日前投票日から執行期日まで一貫して「引き続き確認」に統一されることで、「引き続き証明書」交付に伴う申請受付、本人確認(別世帯代理人取得時含む)手法の窓口対応職員への周知、窓口業務受託企業へのマニュアル更新指示等の事務負担が大きく軽減されることとなり、「引き続き証明書」の交付を廃止することで事務処理時間を短縮することも可能と見込まれる。

選挙人に対しては、投票所における待ち時間等、「引き続き確認」に関してのみ全国統一的に明瞭簡潔に説明を行うことができることで誤った認識を生じさせず、投票へ案内ができる。

以上の内容を踏まえ、「引き続き証明書」事務を継続することは選挙人、自治体にとってデメリットが大きいと考えられるため、一本化を再度検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【海老名市】

引き続き証明書の提示のみでは、引き続き証明書発行後に都道府県の区域外に転出した選挙人を投票させてしまうおそれがあり、結局は住基ネットによる引き続き確認が必要になると考えます。当該選挙人への対応をどのように行うか見解を示されたい。

【前橋市】

まず、引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書を規定する条文は、公職選挙法施行令であり、後段の回答が一部誤っていることをお伝えします。

次に、同一の都道府県内に転出した選挙人が、都道府県外へ再転出した場合、住民基本台帳ネットワークシステムを活用しない限りその情報を知ることができず、選挙人名簿に表示することができない。しかし、現行の証明書による確認では、都道府県外へ再転出する前に発行した証明書でも有効とされ投票できてしまい、適切な確認方法とは言えない。制定時においては、証明書による住所要件の確認は有意義なものであったと思慮されるが、住民基本台帳ネットワークシステムで即時に確認できる現在では、証明書は選挙人の便宜に資する以上に制度上不備が残る稚拙な確認方法である。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

「公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律」(平成28年法律第94号)により、投票管理者が、選挙人が同一都道府県内に引き続き住所を有している者であることを確認する方法として、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書(公職選挙法第44条第3項で要求する事項を充たす住民票の写し又は公職選挙法施行令第34条の2第1項に規定された証明書)をあらかじめ準備し投票管理者に提示する方法に加え、投票管理者が投票の際に、選挙人の申請に基づき住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認する方法を新たに設けた。

投票所における投票の際、前者の方法による場合には、当該文書の提示をすれば別途の確認が不要であるのに対して、後者の方法による場合には、投票の際に住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認する必要があり、一定時間選挙人を待たせることとなることから、後者の方法のみとした場合、投票所における確認のため、投票の円滑な実施に支障が出る可能性があるため、前者の方法は必要と考える。また、前者の方法について、選挙人は、公職選挙法施行令第34条の2第1項に規定された証明書の交付の申請を全国いずれの市町村の長に対してもすることができ、前者の方法が設けられていることで選択の幅が広く保たれることは、選挙人の便宜に資するものである。

第1次回答のとおり、前者の方法は全国的に一定程度利用されていると承知していることから廃止することはできないが、後者の方法についても必要な周知をしてまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定) 記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

提案団体

兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

具体的な支障事例

【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中にあっても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- ①採用申請 約1,000件/年
- ②返還免除・猶予申請 約500件/年
- ③返還者等の現況確認 約3,500件/年

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本奨学金事業は旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)が実施していた高校生奨学金事業が都道府県に移管されたもので、マイナンバー法により同機構への情報提供が認められている大学生等奨学金事業と性質、目的は同じと考える。

また、当県の前回提案時の関係府省第2次回答では「情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要がある」との回答であったが、当県が移管・委託する公益財団法人は、租税特別措置法第91条の3に規定する「都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付に係る事業を行う法人」として、同法施行令第52条の2の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した法人であり、マイナンバー法等において、個人番号の利用及び情報連携ができるとの整理が可能と考える。

マイナンバーの利用範囲拡大による個人情報保護に対する国民の懸念への対応を考慮すべきことは十分に理解するところであるが、一方で、本年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法では、マイナンバー利用範囲の拡大等の改正が行われ、国民の利便性向上の観点からマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりも感じるところである。

それらの観点から、奨学金事業を行う公益財団法人等のマイナンバー利用及び情報連携を可能とすること自体は、申請時の課税証明書の取得が不要となり、申請者の利便性を大幅に向上させるものであることから、喫緊の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえで、今後の当該提案に対する検討スケジュールを具体的にお示し頂きつつ、早期の措置の実現を図って頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

なお、行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要である。

各府省からの第2次回答

当該事業へのマイナンバーの利用については、提案団体におけるマイナンバー利用方法等の意向を踏まえつつ、他都道府県でのニーズ等も考慮し引き続き検討してまいりたい。

なお、マイナンバーの利用に当たっては、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のため、関係法令の規定等に基づき、基本方針の策定や組織体制・内部規程の整備、不正アクセス等への防止策や特定個人情報保護評価といった各種保護措置を講ずる等の対応が必要であることに留意が必要である。

また、マイナンバーによる情報連携以外の方策として、申請時にマイナポータル API(自己情報取得 API)を活用することで、情報連携せずとも、添付書類の削減及び事務処理負担の軽減が可能となるため、マイナポータル API(自己情報取得 API)の活用についてご検討いただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定) 記載内容

5【内閣府(6)】【個人情報保護委員会(2)】【こども家庭庁(15)】【デジタル庁(9)(i)】【総務省(19)(iii)】【法務省(6)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(36)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務については、マイナポータル API(自己情報取得 API)により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを令和5年度中に周知する。